

# 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

——国民革命の基軸たる国共合作の一側面——

狭間直樹

はじめに

- 一 一全大会で制定された「一大宣言」
    - 1 「一大宣言」草案の作成過程
    - 2 一月二三日に議決された「一大宣言」
    - 3 会期中における「一大宣言」の修正
  - 二 一全大会から二全大会にかけての「一大宣言」
    - 1 《秘書処本》について
    - 2 「一大宣言」をめぐって  
——その一、広東のばあい
  - 3 「一大宣言」をめぐって  
——その二、上海のばあい
- 三 「二大宣言」と《校正本》
  - 1 「二大宣言」での「一大宣言」の継承関係
  - 2 《校正本》について

注 表  
付 表

はじめに

国民革命はいうまでもなく、一九二〇年代の中国におけるもつとも重要な政治的焦点であった。同時にそれは、ロシア革命後における反帝国主義民族解放闘争の展開にとつてもつとも重要な意義をもつ世界史的事件でもあった。第一次世界大戦の終了にともなう世界体制の再編過程において、中国では五四運動に発現された民族主義の高揚がそれにつづく国民革命を直接に準備し

たといつてよいが、それは、ロシア革命への希望、共感という当時の国際的条件のもとで、中国国民党の中国共産党との合作を基盤として始めて実効ある歴史的展開を遂げたのである。

孫文の三民主義を党是とする国民党が、レーニンのボリシェヴィズムを奉ずる共産党と合作するためには、それにふさわしい組織整備と実践綱領の制定が必要とされるが、周知のように、一九二四年一月の中国国民党第一次全国代表大会（以下、一大）会、または一大、と略称）とその「宣言」こそ、まさにその必要に應えるためのものであった。なかでも「宣言」第三節に配された対外、対内政策、すなわち「国民党の政綱」は当面する国民革命の、共同の最小限綱領として内外の注目をあびることとなる。かくして辛亥革命の功労者としての輿望をになう国民党が、ソ連とむすび、行動力に富む共産党員をくわえて、新たな出発の第一歩を踏み出すこととなった。「連ソ」「容共」の「改組」、いわゆる「党内合作」による第一次国共合作がここに実現したのである。

国民革命を研究しようとするばあい、革命の根底的な原動力となった国共合作の実態がまず解明されねばならず、その出発点となった一大大会、とりわけその「宣言」の歴史的意義が十分に検討されねばならないことは、ことさら言うまでもないであろう。ところで、大陸で刊行されている『孫中山全集』<sup>(1)</sup>と台湾の『国父全集』<sup>(2)</sup>では、収録されている宣言の内容に相当の違いがあるのである。前者には、会期中の一九二四年一月二三日に採択されたとされる「宣言」が収められているのだが、それは実は中国国民党中央執行委員会秘書処により一九二四年二月に印刷刊行されたものである（以下、『秘書処本』と略称）。それにたいし、後者にはその『秘書処本』の誤りを国民党中央執行委員会が同年四月に校正したとされるものが、「民国十三年一月三十一日」<sup>(3)</sup>との日付を付して収められている（以下、『校正本』<sup>(3)</sup>と略称）。一月三十一日とは、台湾の『国父年譜』にしたがえば、一月二三日に大会で議決された宣言が「正式に発表」された日なのである。<sup>(4)</sup>

両者の異同は、〈付表 一〉「一大宣言政綱対内外政策諸本異同対照表」（六四―六五頁）にもしめすように、二箇所ある。

第一は、前者『秘書処本』に含まれる「宣言」の第二節「国民党の主義」の民生主義の説明の二段落（中文二七五字）が〈校正

本》で削除されていることである。その訳文を示そう。

中国は農業国であるから、軍隊は、その多くを農民からの徴兵、補充によっている。にもかかわらず、それは民衆の利益を守らず、また人民の帝国主義にたいする抵抗を助けず、かえって帝国主義のあやつる軍閥のために、人民の利益を踏みにじっている。国民党は、ここに有史以来のきわめて大きな矛盾があると考へる。そうなるのは、中国経済が後進的で、農民が困窮しているため、やむをえず軍閥に雇われてわずかに生存を圖らねばならないからである。その結果、ますます貧困を増し、人民に圧迫を加え、ついには土匪に落ちぶれさせて顧みない、というぐあいである。こうした矛盾を解決するには、軍隊中の農民の眞の利益と、現在争っている利益とが互いに衝突しあうという弊害を取りのぞかねばならない。国民党は、一般兵士、下層士官が眞の利益の所在を認識して革命の軍隊となり、人民の利益のために奮闘するよう、力いっぱい宣伝、運動するであらう。

およそ国民党を助けて、人民の敵を駆逐し、自衛のための革命政府樹立に奮闘する革命軍にたいし、国民は特別の待遇を与えるべきである。革命完成後、革命軍人が帰農を望むなら、革命政府は広い田を与え、そこからの収入で家族を扶養できるようにするであらう。

第二は、『秘書処本』の「宣言」の第三節「国民党の政綱」の対内政策第八条（中文一四一）が『校正本』で削除されていることである。その訳文は、以下のとおり。

(八) 政府は手段を講じて土匪、游民に職業を与え、社会に有益な仕事をさせるべきである。この目的を達成するための一法として、租界が中国国民に返還されてのち得られる収入をこの用途に当てることができよう。ここにいう租界とは、領事裁判権をもつ特別の地域、「国の中の国」という特殊な現象を呈しているものを指している。このような「国の中の国」という現象は解消されねばならない。外国人で租界内に居住、営業するものについて、その権利は、中国と外国とが特別に締結する条約に照らして国民政府が規定することにする。

見れば明らかのように、民生主義の部分では、帝国主義のあやつる軍閥の兵士たちを農民の利益を謀る革命軍にしたてあげ、革命成功後にかれらに土地をあたえる、との二段落が、そして、対内政策の部分では、土匪游民の社会復帰をはかり、その財源にするために「国中の国」たる租界の回収を行なう、との一条が、削除されたのである。それらの削除が一大大会において三民主義にくわえられた共産党と共同歩調をとるための新たな解釈、ないしは国民一般ではなく社会の下層階級に革命の原動力をもとめようとするその力点の移動と深くかかわるものであったことは、以下において明かとなるであろう。

そもそも、一九三〇年代以降、もつともひろく流布していたのは《校正本》の「宣言」であった。民国時代にもつとも權威のあった一九三〇年刊の『総理全集』<sup>(5)</sup>、そして中華人民共和国成立後、大陸で一九五六年に刊行された『孫中山選集』<sup>(6)</sup>なども、みなそれを一全大会の「宣言」として収録していたのである。ところが、一九八〇年に榮孟源が《秘書処本》こそ一全大会の「宣言」であると主張するにおよんで、その後大陸で刊行された『孫中山選集』第二版<sup>(8)</sup>や『孫中山全集』は「一大宣言」として《秘書処本》を採用するにいたった。その結果、いまやわれわれは二種の「宣言」を同時に目にするようになったのである。国民大衆にひろく呼びかけるべく決議、公布された「宣言」が内容はもちろん、採択の日付まで違うとはいったいどういうことなのか。国民革命の基軸をなす国共合作の歴史的展開を研究しようとするからには、まずその出発点となる文献の歴史的な位置付けを明確にしておかねばならないので、本稿をその問題の解明にあてることにした。ことがらは、けっしてどちらが正しい「一大宣言」なのかといった単純な問題ではなく、以下に述べるように、それら兩種をふくめて種々様々な「一大宣言」が当時にあつては存在し活用されていたのであつて、いまのわれわれからすればいささか理解に苦しまねばならないそのような情況こそ歴史の実相そのものであり、そこに国民革命ないしは国共合作の展開にとっての本質的な問題が濃厚に凝縮、反映されていたのである。

## 一 一全大会で制定された「一大宣言」

### 1 「一大宣言」草案の作成過程

一九一九年一〇月一〇日、孫文は中華革命党を中国国民党と改称したが、その意図は言うまでもなく、かれがみずからの構想する革命を實踐するのに有効な組織に作りかえようとしてのことであった。一九二一年一二月、孫文は桂林においてコミンテルン代表マーリン(Marling)と会見し、革命ロシアを国際的な同盟者とする一歩を踏みだした。その後、陳炯明の謀反によってかつてないほどの打撃をこうむってから、いっそう積極的に党の体質改善にとりくみ、一九二三年初頭の「改進黨言」を発表するにいたる<sup>(1)</sup>。

しかし、この「改進黨」になおも嫌たらなかつた孫文は、革命ロシアと連合し、新生の政治勢力である中国共産党とむすんで、その黨員を個人として国民党に加入させる党内合作の形式による改組、いわゆる「連ソ」「容共」の第一次国共合作にふみきつた。共産党との接触はつとにあったが、改組、合作に拍車がかかるのは、一九二三年一〇月六日、ボロジン(Borodin)が広州に到着してから後のことであつた<sup>(2)</sup>。

中国同盟会発足からでもほぼ二十年、軍閥をのぞけば当時最大の政治勢力であつた孫文の国民党の改組なのだから、その作業はかなりの広範囲におよぶ。しかしその眼目は、中国共産党との合作により行動力ある組織的に整備された党への脱皮にあつた。一全大会はそのために開かれるのであり、機構組織、規約等すべての面でロシアのボリシェヴィキに範をとつたラヂカルな改組がなされるのだが、いまは当面の課題である大会宣言の作成過程について、簡単に見ていくことにする。

一九二三年一〇月一〇日、孫文は広州で開催された中国国民党懇親大会に命じて党務討論会を組織させた。その会は、孫文指

名の林森（議長）、謝英伯（副議長）、胡漢民、廖仲愷、楊庶堪、林雲陔、陳樹人、孫科らの一人、および広東支部、海外代表が党務の改革について議論したもので、「本党改組の先声」とされる。<sup>(3)</sup>一九日、孫文は中国国民党上海事務所（党本部）に、廖仲愷、汪精衛、張繼、戴季陶、李大釗を改組委員に任命したことを打電した。改組に積極的な廖仲愷から批判的な張繼まで、いわゆる元老派三人と、かれらから少し離れたところに位置する戴季陶、および共産党員の李大釗という組合せである。つづいて二五日、孫文は胡漢民、林森、廖仲愷、鄧沢如、楊庶堪、陳樹人、孫科、吳鉄城、譚平山の九人を臨時中央執行委員に、汪精衛、李大釗、謝英伯、古応芬、許崇清の五人を同候補に任命、同委員会は二八日に正式に成立した。そのメンバーには、共産党員の譚平山、李大釗から、合作に批判的な鄧沢如までさまざまな立場の人物が含まれていたが、のち一月二八日、林雲陔、馮自由、徐蘇中、林直勉、謝良牧の五人が同候補に補充された。馮自由は合作反対派だから、改組推進機関である臨時中央執行委員会にあらゆる意見がそろえられたといつてよい。もつて孫文の改組にかける周到な用意をうかがうにたろう。この臨時中央執行委員会は、一〇月二八日から大会まで会議を開くこと二八回、決議した議案は四百余件にのぼった。なお、ボロジンは顧問として孫文の信頼を受け、政治的に熟達した技量を發揮したといわれるが、妥当な評価であろう。<sup>(4)</sup>かれの役割はコミンテルンの諸決議にもとづき、国民党を人民大衆が自発的に擁護する、規律ある実践的革命党につくり変えることにあったが、一九二四年一月四日付のヴォイチンスキー（Voitsinsky）宛の手紙で、その任務を成功裏に進めつつあることを述べている。<sup>(5)</sup>

改組のための全大会の宣言草案の起草は、その当初よりきわめて慎重におこなわれ、その一部ははやくも一月下旬、臨時中央執行委員会機関誌『国民党週刊』第一期に「中国国民党綱草案」と題して公表された。<sup>(6)</sup>その「党綱草案」は全文三千字たらず、のちの「宣言」の第二節「国民党の主義」の部分にあたるもので、後者が三民主義しかとりあげないのにたいし、それは「五権憲法の主張」についての説明をもふくむものであった。<sup>(7)</sup>

草案はまだその全貌が公表されたわけではなかったが、のちの「宣言」の第三節、「政綱」部分の作成も同時にすすめられていた。一月二九日、合作批判派の鄧沢如、林直勉等一人が総理孫文にあてた「上申書」<sup>(8)</sup>にはこういつている。「本党改組は、

わが総理の断固たる決断に発したものであるが、ただ組織法、党章、党綱等の草案は実はたいいロシア人ボロジンの指図によつたもので、これらの文章だけをみれば、たいした弊害はなんらかのようだが、ロシア人がわが党のために制定してくれている政綱、政策はすべて陳独秀の共産党によつて討議制定されたものである。……外部の人間によつて傀儡のように弄ばれることのないよう、わが総理に秘密に報告する」と。この時の反共の立場からする合作批判論の基本は、共産党による国民党の乗取り、すなわち「国民党の軀殻に借りて、共産党の靈魂を注入せん」とする「陰謀」にたいする危機感、に発するものである。その「陰謀」とは、「帝國主義打倒」「軍閥打倒」なる「非難しようのない正堂堂たる」スローガンをかかげつつ、実際に適用する「具体的政綱」でもつて、わが党を国際的に孤立させて華僑党人の外地における立足の余地を無からしめ、かつ国内的にも「中国の実力派」張作霖や段祺瑞と決裂して孤立無援の地に追い込もうとしている、というものである。「具体的政綱」のなかでも、とりわけ「政綱草案の第一、二条のごときは陰謀の在るところ」とされるが、おそらくそれはのちの「宣言」の対外政策第一、二条とほぼ近い内容のものであったのではないかと思われる。後述するように、大会での宣言審査の過程で、政綱の反帝國主義、民生主義にかかわる諸条はもつとも議論の集中したところであった。ここにいう国際的、国内的孤立、すなわち列強と軍閥にたいして非妥協的な立場をとることは、その対極にある人民（労働者、農民）に依拠することと表裏の関係にあるものである。「一大宣言」がのちに辿ることになる運命に照らせば、国民党の主義一般にはなく、具体的な政綱、政策のなかにこそ、国共合作の是非にかかわるもつとも根深い対立点が内包されていることを忌憚なく指摘したという点において、この「上申書」はきわめて興味ぶかいものである。

ところでこの「上申書」にたいして、孫文はこう答えている。まず陳独秀云々に関しては、「この稿はわたしがボロジン君に起草をたのみ、わたしが審査決定したものである；もとは英文で、廖仲愷が漢文に訳した；陳独秀はけつしてそのことに関わっていないので、やたらにあれこれ疑わぬように」と。これでは、上申書にいう陳独秀批判への表向き答にはなっているにせよ、「政綱、政策」にたいする疑念を晴らすに程遠いものであることは容易にみてとれよう。孫文にすれば、ソ連の援助を得て、共

産党員を国民党に加入させることによって改組を断行することは既定の方針だったのだが、批判者たちの意見をも聴くとの姿勢を示すべく、二週間ごとに会って意見交換することをあわせ提案している。しかし、その話し合いが実際に行なわれたかどうかは明らかでない。

上に引いた孫文の批答にあるように、党綱草案はまずボロジンによって起草された。批判者たちの見たものとまったく同じものかどうかは分からないが、『国民党週刊』に公表された部分以外の「宣言」の草案として、一九二四年一月初の「中国共産党中国社会主義青年団中央局の国民党全国大会への意見」に付録された「国民党の政綱」と題された文書がある<sup>(10)</sup>。これは表題が不適切で、「国民党の宣言」とすべきものだが、それはともかく、そこにはのちの「宣言」の第一節「中国の現状」、第三節「国民党の政綱」にあたる部分の草案がふくまれている。第二節の「国民党の主義」の部分で、「すでに党報上に発表されている」とことわって省略されているのは、前述の『国民党週刊』第一期の「党綱草案」のことをいっているのである。その第一節「中国の現状」は、批判すべき勢力として、のちの「宣言」にあげる立憲派、連省自治派、和平会議派、商人政府派のほかに「中国式的法西斯主義（英雄主義）」をあげている。これは、中国社会のきびしく衝突しあう利害の対立を「中国のムソリーニ」に登場してもらったことによって解決しようとする一派なのだが、他の四派にくらべて重要性がひくいからであろう、のちには削られている。第三節「国民党の政綱」にあたる部分では、節名を書せずただ「（節録党綱）」として、対外政策、対内政策を区別することなく、九箇条をあげる。「節録」の基準がわからないのでなんとも言えないが、のちの「宣言」にくらべて条数もすくなく、各条の内容もかなり貧弱である。ただここに出てくる九箇条のおおくが、のちの「政綱」に登場することは留意されてよいだろう。

さて宣言草案そのものは、黄彦によれば<sup>(11)</sup>、ボロジンと廖仲愷が広州から上海へと持参し、一二月下旬に臨時中央執行委員会上海執行部委員胡漢民、汪精衛、張繼、葉楚傖、戴季陶、居正、謝持、それに蒋介石、瞿秋白をくわえて討議し、汪を宣言起草員に選び修正させた。その後、廖等は広州に帰り、胡、汪、廖、ボロジンの四人で委員会を組織、最後に孫文が審査決定して大会



への提出原案ができあがったという。

2 一月二三日に議決された「一大宣言」

一九二四年一月二〇日、一全大会は広東高等師範学校の大講堂を会場として開会された。会期は三〇日までの一一日間、途中レーニンの逝去を悼んで二五日の午後から二七日まで休会している。代表は各省六人、うち三人は総理孫文の指名、三人はその省の黨員からの選出であつて、それに海外代表等をくわえて一九六人にのぼつた。<sup>(12)</sup>議長は孫文だが、かれが欠席、あるいは議長をせぬときのための議長団として胡漢民、汪精衛、林森、謝持、李大釗の五人が指名され、劉芷芬が秘書長の任に当たつた。<sup>(13)</sup>中国国民党の新たな出発の会にふさわしく、大会での討議、議決事項はきわめて多岐にわたつたが、ここでは宣言にかかわることに限定して述べることにする。

宣言草案は、二〇日午前の開会式につづく同日午後の会議（議長孫文）で、総理孫文の「中国の現状及び国民党改組問題」についての講演のあと、提案、討議にかけられた。提案者は孫文自身、秘書長劉芷芬が全文を朗読した。この時の提出「原案」はいまは見られないようだが、日本の新聞に簡単ながらそれにかんする報道がのこされている。<sup>(14)</sup>それによれば、「国民党宣言は、第一民国の現状、第二国民党の主義、第三国民党の政綱、の三項〔本稿でいう節〕に分ち、第一項では革命以来民国は何等進歩の跡を認めないこの現状を救はんがため、立憲派、聯省自治派、和平會議派、商人政府派等各派それぞれの主張があるが、何れも空談に等しく誠意がないので信頼するに足らない」とあり、「第二項電文脱落」とことわつて、「第三項国民党の政策は稍や注目すべきもので対外政策及び対内政策に分ち云々」とのべて、〈付表 一〉の凡例の末にかかげたように、対外政策六条、対内政策十六条を簡条書きにしている。この「政策」一部分の電送稿は要旨を押さえた抄訳とみうけられるが、それが対外政策、対内政策の二部よりなつていたこと、また〈付表 一〉にもみえるように、対内政策の第五条をのぞき、他はいずれものちのものにほぼそのまま引き継がれていくことが分かる。

秘書長の朗読がおわったあと、議長孫文はこう演説した：「この宣言はこの大会の精神生命である。……この宣言は国民党の精神、主義、政綱を完璧に言い表わしており、これを実現するためのものである。決議ののちは、勝手に改変することなくしっかり遵守しなければならず、完全に目的を達成してはじめて、大仕事を完成したといえるのである。」もって、孫文が宣言にどのような意義付けを与えていたかを窺うにたろう。そのあと、会議は宣言案を委員会に交付して審査させることを決議、胡漢民（議長団）、戴季陶（浙江指名代表）、于樹徳（直隸指名代表）、李大釗（北京指名代表）、恩克巴図（蒙古指名代表）、葉楚傖（上海指名代表）、黄季陸（カナダ選出代表）、王恒（江西指名代表）、茅祖權（江蘇指名代表）の九人が孫文によって宣言審査委員に任命された。共産党員の李大釗、于樹徳から合作に否定的な黄季陸まで、相当にはばのある組合せであって、党内の意見を広く汲みあげようとしていた孫文の意図をよくみてとれる。

審査委員会は二〇日夜さっそく開かれ、そこでの審査の結果、原案の「第一、第二の両節の文字をいくらか修正、第三節の形式を変えた」。どう変えたのかというと、二一日午後の会議で審査委員戴季陶、胡漢民によってなされた報告によれば、「全体的には、建<sup>ア</sup>国国民政府大綱<sup>ウ</sup>を党綱の方に組み入れて、政綱をさらに精彩あらしめた<sup>15</sup>」。会議記録によれば、報告後に、詹大悲（湖北指名代表）が「宣言原文と審査「報告」はすでに印刷配布されているのだから、対照して読めば分かるので、全文を再読するまでもないだろう。ただ第三「国民党の政綱」のなかの重大なる増補改訂についてのみ説明をうけて討議すればよい」と発言したが、議長孫文がその意見を取りあげなかったため、そこで修正案が読みあげられることになる。その第一次「修正案」の骨格をつたえたものが『晨报』二月四日付にみえる「国民党宣言書」、ないし『嚮導週報』第五三・五四期合刊の「中国国民党全国代表大会宣言」である、と考えられる。<sup>16</sup>

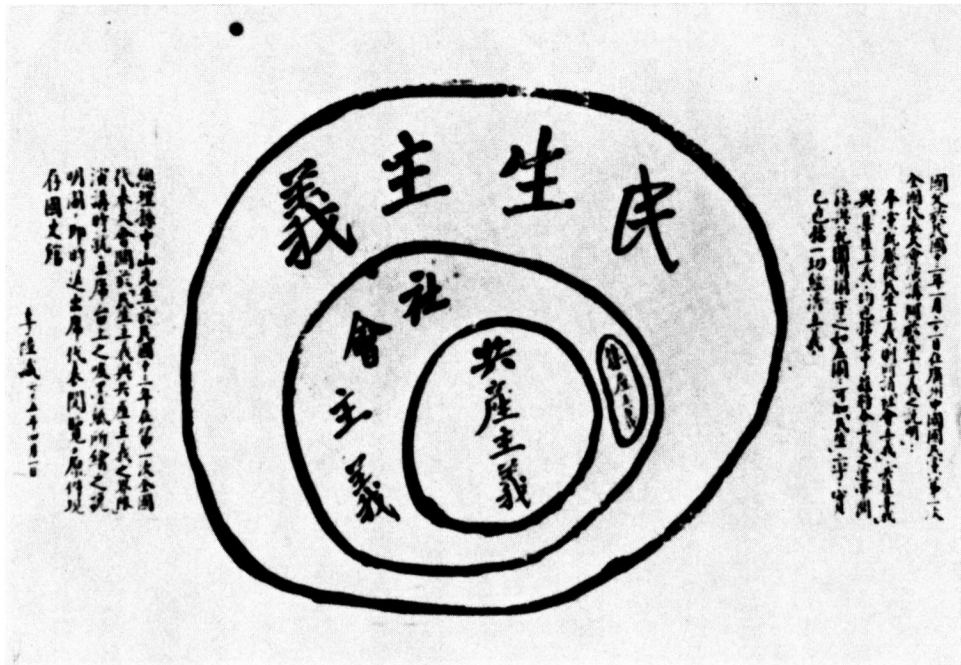
それは第一節「中国の現状」、第二節「国民党の主義」、第三節「国民党の政綱」と三節よりなり、節構成は前日の会議で提案された原案とかわらない。第一、第二の両節については比較のしようがないが、第三節は、原案が「対外政策」「対内政策」の二項だけであったのたいし、『晨报』所載の「宣言書」では、「第一、総綱」「第二、対外政策」「第三、対内政策」「第四、施

行方法」の四項よりなる点で決定的にちがっている。増補された「総綱」は四条（中文約二四〇字）、国民政府が三民主義、五権憲法にもとづき中華民国を建設すること、建設の最要点が衣、食、住、行の民生主義にあり、第二が政治参加の民権主義、第三が国内、国際の民族平等のための民族主義であることをいう。そして「施行方法」七条（中文約五〇〇字）では、軍政、訓政、憲政について説明されているのだから、たしかに「形式を変えて」「国民政府建国大綱<sup>(17)</sup>」をとりこんだものである。また、対外政策は六条、対内政策は十五条と、後者が一条すくなくなっている。それは、この段階で原案の対内政策第五条が削除されたためである。

結局、修正案を読みおえたところで、会議終了時刻の五時になってしまったが、まだまだ意見の分岐が大きいことをみてとった孫文は、代表たちの認識をふかめるべく、時間を延長して審査委員会でも最大の争点となった民生主義について講演をした。その要点は、「急進思想の老同志」はロシアの共産主義に飛びついてそれを信奉、宣伝しようとしており、「穩健思想の老同志」は共産主義を絶対に排斥し、この改組に反対の動きを示しているが、どちらも「総理を含めて黨員全てが服従せねばならぬ」「根本問題」たる「民生主義の真諦」を理解していないことに起因する過ちである；民生主義は共産主義をも「包括するもの」、両者の違いは「範圍の大小にすぎない」ことをよく認識せねばならない、というにあった。かの社会主義諸流派における民生主義の優越をしめす概念図（次頁の図一）によって有名な講演である。<sup>(18)</sup>

孫文の講演後、宣言審査委員会を拡大、臨時中央執行委員会委員と宣言起草委員をくわえ、<sup>(19)</sup>さらに審査をかさねた。本来なら翌日に継続討議される予定であったが、委員会での審査に時間がかり、中一日置いた一月二三日午後の会議で、審査委員戴季陶、胡漢民が報告書を配布して第二次審査意見を報告した。<sup>(20)</sup>それをうけて、まず廖仲愷（広東指名代表）が「本席は宣言の審査修正の結果に満足です、……第一に本党の宣言および政綱は革命的なものであり云々」と発言した。つづいて張秋白（安徽指名代表）が「宣言中の商人政府派の一段の削除」等を主張し、また李宗黄（雲南指名代表）が、「政綱中の徴兵制を民兵制に改めること」を主張したが、ともに否決された。その後、第二次審査結果修正案が可決され、さらに宣言全文が可決された。

図一 「国父手絵民生主義説明図」



〔中国国民党第一次全国代表大会史料專輯〕卷頭所掲

この二三日午後の会議で採択された宣言は、『民国日報』一月三十一日、二月八日付に掲載されたものがそれであると判断される<sup>(21)</sup>。一月三十一日付の説明によれば、昨夜、広州特約通信員から送られてきた二三日午後会議で通過した宣言の全文を受けとったが、全部を印刷に付する時間の余裕がないので、まず第三節「政綱」を掲げる、とことわっている。もって、なによりもまず「政綱」こそが関心の的であったことが窺えよう。この「政綱」は『晨报』のものどちがつて「対外政策」「対内政策」の二項のみであるが、その条数、条文は『晨报』に同じである。二月八日付掲載の第一、第二節では、第一節第一段落の「機器生産」が「資本制度的生産」に改められ、第三段落冒頭に「袁世凱既死」の五字が加えられている。そして『民国日報』には、第二節末の「国民党之三民主義、其真釈具如此」以下の中文約二二〇字がない<sup>(22)</sup>。決議に先立つ三日間の議論はきわめて白熱したものであったらしいが、二三日午後会議で決議された宣言は、案文に現われたかぎりでは結局のところ、原案の第五条を削除し、若干の文字上の修正をおこなっただけと見てよいものになったのである。決議を二度ものばし、くりかえし演説をしては説得をはかってきた孫文の努力は、基本的に報いられたとい

ってよいだろう。

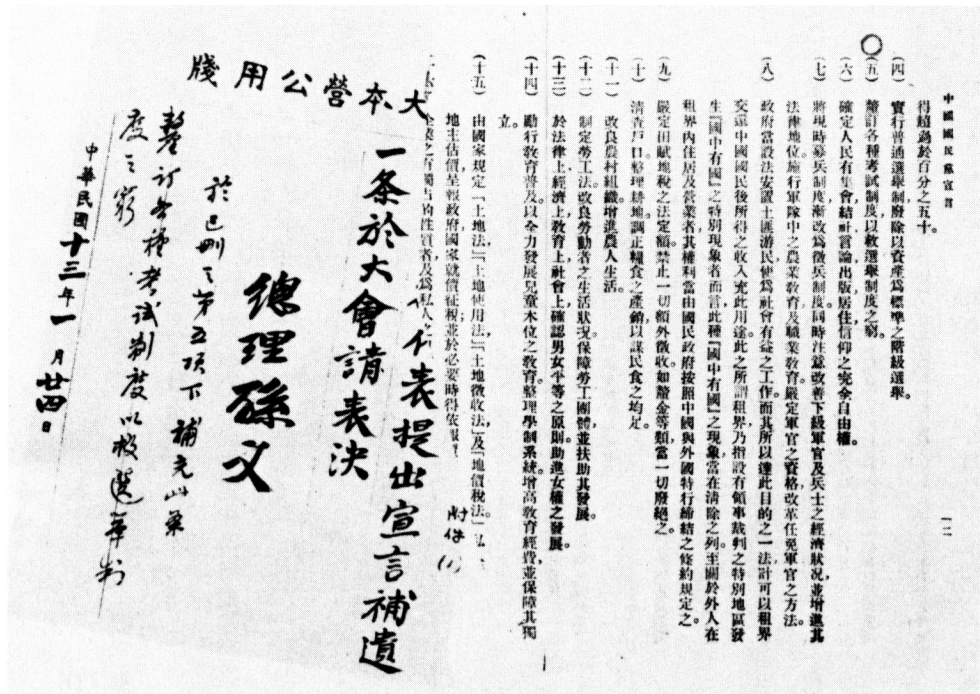
くりかえすが、一月二三日午後の会議で採択された「中国国民党第一次全国代表大会宣言」は、『民国日報』二月八日、一月三一日所載のものに第二節末段の脱落を補ったものなのであって、その「政綱」は対外政策六条、対内政策十五条よりなるものであった。それをここでは《二三日決議本》と呼ぶことにする。この《二三日決議本》は〈付表一〉にも示したように、対外、対内政策の条数と、対内政策第八条、民生主義の増補の有無といった点で《秘書処本》とは違うものである。したがって、『孫中山全集』等が《秘書処本》をおさめて「一月二十三日」採択とするのは不適切とされねばならない。

「宣言」が採択されたあと、孫文は演説し、劈頭で「これは本党成立いらい破天荒の壮挙である」とその喜びを表明した。そして、「この宣言の発表により今後の革命は従来のもものと違うものであることが明かにされた」のであって、覚悟を固めて革命の敵にたいする「妥協、協調」を排し、対内的には軍閥を打倒して人民を解放し、対外的には帝国主義に反抗して全世界の被抑圧人民を解放せねばならない、と代表たちに語りかけた。『民国日報』は、国民党に「ふたたび新生命を吹き込んだ宣言が通過した」二三日を、開会以来「もつとも興奮の高まった一日」と形容したが、当時の高揚した雰囲気をよく伝えてい<sup>24</sup>よう。

### 3 会期中における「一大宣言」の修正

「一大宣言」は上述したように、一月二三日午後の会議でいったんは正式に採択された。ところが、はやくもその翌日、二四日午前の会議（議長謝持）でそれに修正が加えられる。修正提案は総理孫文により臨時動議として提出された。しかし、提案者孫文は会議に出席することなく、次頁の委任状（図二）でもって「宣言補遺一条を大会に提出し、表決を請う」という方式がとられたのであ<sup>25</sup>った。議場で説明にあつたのは汪精衛であるが、その提案の要旨はこうである：「この動議の趣旨はけっして宣言の内容を変更しようというものではない、けだし対内政策には考試権の規定があるべきで、総理は将来あれこれの官吏を選抜任用するのにすべて考試制度をもちいて選挙制度の欠点を矯正すべきである、と考えておられる；政綱対内政策のさきに削除し

図二 孫文の「考試制度」条追加提案指示



〔革命文獻〕第六九輯九二頁後插圖

た第五条のところに、「各種の考試制度を制定して、選挙制度の欠点を補う」との一条を補充したい。「ここにいう」さきに削除した第五条」とは、日本の新聞のつたえる原案の対内政策第五条「人民は集会又は一般投票の方法に依つて其權利を行使することを得」のもとになった一条である。<sup>(26)</sup>

孫文も汪精衛も議決済みの案件の修正をたいして重要な問題とは考えていなかったにちがいない。そうであればこそ、汪精衛は提案をこう結んだのである。「この考試制度はもともと五権憲法の一部であつて、本党の中華民国憲法にたいする元来の主張である。いまこの問題を提起しても議論はさし必要でなく、ただ補充追加の可否を決めさえすればよいと思う」と。汪精衛の発言をうけて、議長は、この臨時動議も「会議規則」に照らして十人以上の賛同者を必要とするかどうか、と代表たちに問いかけた。大会に先だつて制定された「中国国民党全国代表大会會議規則」では、その第六章「議事」の第十五条で、代表の提案には十人以上の賛同者を必要とする、と決められていたからである。<sup>(27)</sup>

この議長発言にたいし、戴季陶、謝英伯（広東選出代表）、王恒がつぎつぎと立つて、総理には適用外、総理は一人でも

提案可能、と主張した。「會議規則」第一五条に、「総理の交議案件」は「委員会の審査」不要とある特権にくわえて、党内における孫文の卓越した地位からしてこのような発言がなされたのであろう。それにたいしまったくだれも違和感を感じなかったとは思えないが、會議録に見えるかぎり、この臨時動議は総理の特別の権限の確認をともないつつ、そのあときわめて簡単に全員一致で可決された。したがって、「一大宣言」は、この段階で対外政策六条、対内政策十六条よりなるもの、すなわち二三日採択の宣言にこの「考試制度」云々を対内政策第五条として加えたものとなったわけである。これを《二四日修正本》と呼ぶことにする。現に、刊行年月日を記さぬ、そのような内容の対外政策六条、対内政策十六条の一枚物のビラが東洋文庫に所蔵されているが、それは一月二四日から数日内に印刷されたものにちがいない。破損部分もあつて一部校対できないところもあるが、それは、対内政策第五条の追加以外では第三節冒頭の「吾人於政綱」の「政綱」が「党綱」になつている等わずかの文字の異同をのぞき《二三日決議本》におなじものである。

総理が率先して決議済み案件の修正をはかつたりしたこともあつて、代表の中から政綱への追加を提案するものが出てきた。二九日午前の會議で黄季陸が提出した「比例選挙制を採りいれ本党の一政綱とせんことを請う」案がそれで、これは正規の議案として提案処理されている。この案そのものにはたいする議論もなかなか活発だったが、ここでは決議の修正にかかわることだけを見ておく。王樂平（山東指名代表）はこういう：「本案は政綱にかかわる；政綱は宣言中すでに議決採択されたので、本会期中には修訂できず、保留して明年の大会で提案再議するしかない」と。また劉伯倫（江西選出代表）はいう：「政綱はすでに宣言中で議決済みものだからもし本案が成立すれば、政綱を修訂せねばならず、すでに議決済みの案件に影響を及ぼすことになる；議決済みの案件は総理が覆議権を行使するばあいをのぞき、同一会期中に修訂することはできない；みな、この点を認識されたい」と。これらは明らかに、前日二八日午後の會議で採択された「中国国民党總章」<sup>(28)</sup>第四章「総理」の第二三条「総理は全国代表大会の議決にたいし覆議権を有する」に依拠しての発言であつて、大会議決にたいする覆議権をもつ総理にはできるが、総理以外は議決された案件を修正する権限を待たぬ、との論拠にたつて議論が展開されているのである。討議の結果は「保留」、

次回の大会でかならず提案する、との形で決着がつけられた。同様のことは、二九日午後、胡謙（江西選出代表）が「現時資本教育制度を排除し、国家義務教育制度を實行することを本党の一致の政綱とすることを請う」案を提案したさいなどにも起こったが、黄季陸提案と同様、政綱はすでに議決済みなので保留して次大会で、と処理された。<sup>30</sup>

このように議決済みの政綱にたいする修正提案が再三にわたり否決されてきたにもかかわらず、孫文は一月三〇日午前の會議にまたもや政綱の修正にかかわる臨時動議を提出した。この會議の議長は孫文、代わつての提案者は廖仲愷である。記録にのこる提案趣旨内容の全文はこうである。

一、租界制度が二十世紀の今日なおも中国に存在しているのはまこと中国人にとって民族の恥辱であり、回収して中国の管理下に置かねばならない；

二、外国人は中国の領土内では中華民國の法律に服さねばならない；

三、庚子賠款は教育經費としてまるまる割当てる「完全劃作」べきである。

討論が始まると、劉詠闡（四川選出代表）がまず「本席はこの案にいささか疑問がある；つまりこの案はいかなる性質のものか、どこに入れようというのか、これを議決して政綱のなかに入れるのか」と質問した。それにたいし、議長は「議決して政綱に加える」よう発言したが、李希蓮（吉林指名代表）は「政綱中の對外政策一、二兩項で提案の趣旨は完全に包括されている」として、議決済みの政綱への追加に反対した。張秋白（安徽指名代表）のように「議論するまでもないこと、……すぐに表決するよう望む」との意見もあったが、李国瑞（バタヴィア選出代表）のように「提案内容には賛成、ただ議決後の宣言には入るべきでない」との意見がなおも出された。

反対意見がかくも根強いを見て、議長孫文みずからが演説におよんだ。かれのところはこうである：

本案を政綱に入れるよう、本総理はつよく主張する「非常賛成」。当初、宣言を起草するにあたり、本総理は對外政策に列挙すべき項目を依頼しておいた。いまの政綱中の對外政策には、この三事を入れ忘れており、既活的な規定はあるが、なお



明白でないきらいがある。本総理は、この三事を特筆大書すべきだと思う。いま、主権回収を云うものはいるが、みな無内容で方法がなく、租界回収を云うもの有りとは聞かない。いまやわれわれに方法があるのはまことに喜ぶべきで、すみやかに加えて宣言を補充すべきである。思い起すに、わたしが「臨時大總統を」やめて南京から上海へと赴いたその日、十六箇国の外国人、外交官が尚賢堂で歓迎会を開いてくれたときに、わたしはこういった：あなたがた外国はわれわれの租界回収を援助すべきだ、と。当時、多くの外国人はあえてなにも云おうとしなかったが、わたしの説に賛成するものもあった。しかし、外国の新聞は、攻撃の論調を加えてきた。またほかに、わたしは文章で、租界回収を主張した。わたしは都合、前後二度租界回収を提唱した。一度は歓迎会の場で多くの外国人を前にして、一度は書物を書き租界で発行して。租界はもともと我々の土地であり、外国人が租界は自分たちのものと考えているのは大きな間違いであることを知らねばならない。上海地方のごときは、すでにかねらの植民地であると考えられているが、まことに悔しいことである。現在、大会はまだ閉会していないのだから、この考えを政綱の対外政策のなかにいそぎ加えることはまことに大事なことであり、本総理はこれを行議するよう提案する。<sup>31)</sup>

この演説のあとでも、曹似冰（安徽選出代表）はなお「領事裁判権はすでに第二点<sup>▽</sup>「対外政策第一条のつもりなのであろう」に含まれている」として、反対意見をのべた。しかし、結局、沈定一（浙江指名代表）の、「総理には当然、提案権がある、かつ政綱内にならずしも限られるのではなく、政綱に入れないものも提案できる」といった賛成意見がだされ、そこで議長が「本総理による文字の修正をとまなう本案の通過に賛成のもの挙手」をもとめて、採決の結果、可決された。

ここで孫文の議事進行法、その特権的地位等、問題が多いが、いまはただ廖仲愷が説明した三項の提案を政綱内に付け加えることがこの時の会議で正式に決まったこと、その文言は二四日の修正とはちがって、そのときの会議では確定されなかったことに留意するにとどめよう。つづいて他の議題の審議を終えたあと、戴季陶が「本日追加を議決した条項を、いそぎ宣言に付印刊行するよう秘書処にお願いする」と発言したのにたいし、秘書長は「すでに手配済みである」と答えている。そのあと、中央執

行委員、同候補、中央監察委員、同候補の選出等の議題が波乱なく処理された。<sup>(32)</sup>

同日午後にはいよいよ閉会式をむかえた。孫文は閉会の辞で、大会の諸成果のうちもつとも重要なものは、大会宣言であると切りだして、こう演説した。第二節の三民主義は、われわれの「永遠不変の」主義を説明したものととして「とりわけ重要である」。そして第二節の政綱は、人民の要求にもとづき「三民主義を実行する細目である」。これには不十分なところがあるが、その点は第二回大会で改めるとして、それまではこの政綱に「けっして違反してはならない」。「これまで奮闘が不十分だったのはやりようがなかったからで、いまや方法を手にしたのだから、諸君はこの方法でもって国民にあらたな希望を抱かせる責任がある」と。議事進行手続きを無視した形で自分の納得のいく宣言を追求しただけあって、孫文はみずからの指導する革命の発展にとつてこの「宣言」、とりわけ「政綱」が決定的な役割をはたしうるとの、ほとんど絶対的ともいふべき確信をもっていたことが分かる。

一月二四日午前と三〇日午前の会議で二度にわたって追加修正を加えられたこの「大会宣言」は、前述したように、『国父年譜』等には大会終了の翌日、三十一日に「正式に発表された」と記され、また『国父全集』所収の「一大宣言」の項には「民国十三年一月三十一日」との日付が付されている。しかし、その記述がなにを根拠としているのかは示されていない。管見のかぎりですその日に公表された宣言を発見していないばかりでなく、党機関誌である『民国日報』にも「正式発表」についての記事はみあたらない。要するに、一月三十一日に宣言が「正式発表」されたということは、当時の資料によっては確認できないことなのであって、『国父全集』等が《校正本》を一月三十一日に掛けて収めているのは、けっして妥当な措置とは思えないのである。

以上、一全大会の会期中における「宣言」の作成過程を追うばかりで、その他の問題は行論の都合上すべて捨象してきた。もちろん、それ以外にも重要な決定はおおくあるのだが、いまここで、国共合作の可否が議案をめぐって展開されたもう一つの焦点、「中国国民党総章」<sup>(33)</sup>（以下、党章と略称）についてのみ補足的に触れておこう。「宣言」をめぐる意見の相違はそれを実現す

るための実践の適否として争われることになるので、規律の基準としての「党章」が重要視されねばならないのである。実際、党章違反問題は「宣言」の取り扱いと形影相添うように、のちにたえず蒸し返されることになるだろう。「党章」草案が提案されたのは一月二二日午前の会議で、審査委員会（譚平山（広州指名代表）、廖仲愷、孫科（広州指名代表）、李大釗、汪精衛、戴季陶、毛沢東（湖南選出代表）、鄧沢如（広東指名代表）等十九人）に交付して審査させ、二四日午前、二五日午前、二八日午前と討議をかさね、二八日午後の会議でようやく採択された。民主集中制にもとづき、党員の規律厳守を規定したこの「党章」は、「一として共産党の原則と同じでないものはない」ともいわれるものである。<sup>34</sup>

「宣言」における反帝国主義、民生主義の問題が合作の可否をめぐる理論面からする論戦の場であったとすれば、「党章」における「跨党」さらには「党中の党」の問題はその組織面からするもう一つの攻防の場であった。対立点をしぼりこめば、共産党員が共産党籍をもったまま国民党に入党することを許すかどうかの一点になるのだが、そのような「跨党」方式、より普通には党内合作と呼ばれるこの方式こそ、孫文がこのたびの合作の方式として選択したものであった。

組織問題をめぐる論戦のピークは一月二八日午前の会議である。そこで、国民党一全大会の中共フラクション「党団」指導グループの責任者、李大釗が「意見書」を配布して発言した。<sup>35</sup>この意見書は懇切をきわめたものといつてよいが、その趣旨の大略はこうである。コミンテルンの中国支部である中国共産党の組織を解体することはできない；ゆえに共産党の組織をのこしたまま共産党員一人ひとりが中国国民党に加入する（これは「跨党」であっても「党中の党」ではない）；しかも、共産党員の本党加入は「本党の政綱を受け入れたからであって本党に共産党の党綱を受け入れさせようとしているのではない」（本党のあらたに制定された政綱には共産主義の要素はすこしも含まれていない）；本党に加入したからには「本党の政綱を執行し、本党の章程と規律を遵守する」；政綱に従わず、規律を守らなければ、懲戒すればよいので、いたずらに猜疑しないほしい。

この釈明によっても反対派を十分に納得させることはできなかったが、汪精衛、胡漢民等が調停的発言をくりかえし、「党章」中に「跨党禁止」を明文化することなく、規律を強化することによって、党内合作にまつわって生じるであろう紛糾に対処する、

という方式でもって議決にこぎつけた。結局、李大釗の釈明にいうように、「跨党」はみとめ、「党中の党」といった分派的活動には規律で対処することになったわけである。批判者たちが問題にしたのは、「跨党」方式は「党中の党」を必然的に結果するであろうということであったが、みずからの三民主義にたいする絶対的確信をいだいていた孫文からしてみれば、新たな革命的エネルギーを取り込むためには党内合作すなわち「跨党」こそがもっとも適切な方策だったのであって、孫文の定めた合作にかんする基本路線は「党章」においても貫徹されたのである。馮自由が「奉旨跨党」と悪態を吐いたゆえんである。<sup>(36)</sup>

このようであったとすれば、構想したとおりにことがらが進行しているあいだはよいにしても、共産党が独自の活動をひとたび開始すれば、その程度に応じて矛盾が顕在化するのには必至であろう。実際、合作がつづいている間も、共産党が「党中の党」をつくっているとの批判はことあるごとに吹き出したし、周知のように、最後には「跨党」の禁止が「清党」そして「分共」という手段をとって実行されるにおよんで、第一次国共合作は無残をきわめた形で崩壊することになるのである。

## 一一 一全大会から二全大会にかけての「一大宣言」

### 1 《秘書処本》について

一全大会は、孫文のリーダーシップのもと、中国共産党との合作を基軸にした改組の目的をはたし、一月三〇日、ここに成功裏に終了した。二月六日付の「留俄同志に復する函」で、孫文は「このたびの改組以後、本党の組織と規律でもって、黨員をうって一丸とし勇んで前進させることができるなら、建設の大業をついに成就しうるにちがいない」といつているが、けだし本心を吐露したものとみてよいであろう。

一方、合作の相手である共産党も、かつては「党綱を發表したことの無い国民党は広東以外では利権争いの政党と見られてい

る」と批判していたのだが、いまや自分たちの見解をも十分にとりいれた大会の成果に満足していた。二月の中執決議では、「国民党の「大会の」このたびの十全なる結果にたいして、われらの同志は樂觀しすぎてはならない」が、「国民党がこのたび議決した宣言書には、国民精神が凝縮されている；われらの同志は国民党の立脚点に立ち、この宣言書に依拠しつつ、つとめて国民党の内、外にむけて宣伝すべきである」というにいたった<sup>(3)</sup>。

ここで「国民精神の凝縮」とたかく評価された「宣言書」は、本稿で称するところの《秘書処本》、『孫中山全集』所収の「中国国民党第一次全国代表大会宣言」なのである。『孫中山全集』の底本とされたものは、B5版、本文十三ページのパンフレットで、その表紙の題字「中国国民党第一次全国代表大会宣言」の右横下には「中国国民党全国大会秘書処章」なる角印（所蔵印？）が押されている。刊行主体を記さぬものだが、大会での宣言の処理の仕方からして、大会秘書処の責任において刊行されたと判断しても間違いなからう。また刊行年月日も記されていないが、一九二四年の二月初旬に刊行されたことは、上海で発行されていた中国社会主义青年団の機関誌『中国青年』第一八、第一九期（二月一六日、二三日）の但一（惲代英）の論文「国民党政綱を評す」<sup>(4)</sup>に、「政綱」の対外政策七条、对内政策十六条が《秘書処本》そのままに逐条全文引用されていることから推定できる。但一の文章が三月四日から七日にかけての『民国日報』に全文転載されていることからして、それらの『中国青年』が二月後半に刊行されたことはほぼ確実なのである。広州から上海への移動、運搬に一週間前後の日時を要することを加味すれば、《秘書処本》が二月上旬、それも大会を隔たること遠からざる日に刊行されたことは確実であろう。なお《秘書処本》とまったく同じ内容のピラが東洋文庫に所蔵されているが、おそろくそれが大会後もつとも早く印刷刊行された《秘書処本》の「宣言」だったにちがいない。

さて前章第三節でみたことから明かなように、《秘書処本》は、《二四日修正本》を土台にして、三〇日午前の会議での決議を取りこんで作られたはずのものである。《秘書処本》が《二四日修正本》と違っていている点は、小さな文章表現をのぞけば、以下の四点である。

一、第二節中の民生主義の部分に、本稿「はじめに」でかけた「中国は農業国である」から以下の二段落が補足されたこと；

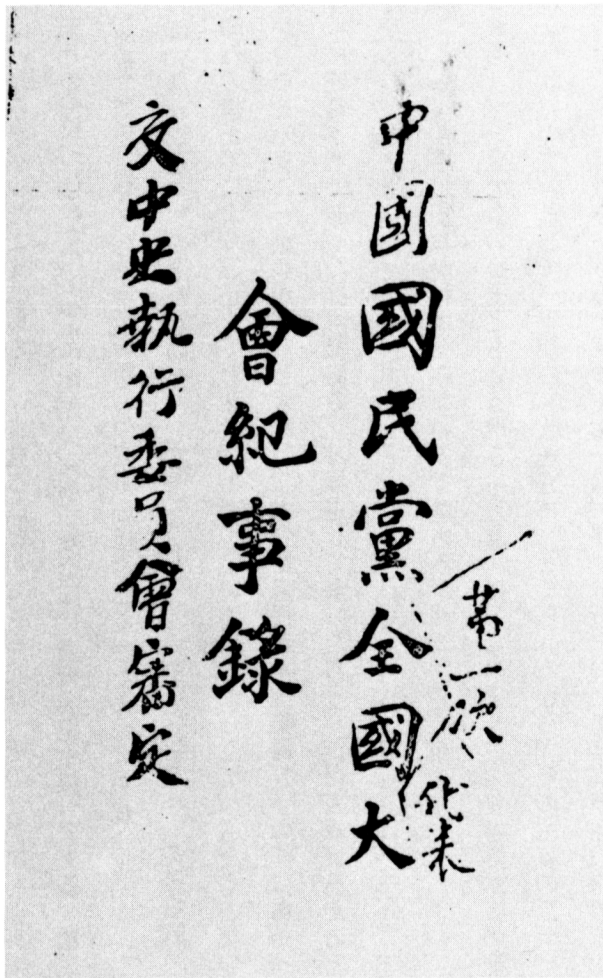
二、第三節の対外政策第一条中に「外人租借地」の一語が挿入されたこと；

三、対外政策の第五条として庚子賠款云々の一条が追加され、対外政策が全七条になっていること（したがって、さきの第五条以下は一条ずつずれる）；

四、対内政策第八条中に、「はじめに」でかけた条文中の「この目的を達成するため」以下の文章が追加されたこと。

上記の四点を具体的に検討してみると、まず、第三点はたしかに廖仲愷提案の第三項庚子賠款云々にかかわる追加修正である。つぎに、廖の提案の第一項租界回収云々と、第二項領事裁判権否定の問題は、第四点の追加修正のなかに取りこまれていることがわかる。そして、第二点はそれと関連しての語句の補充と考えられる。以上は、秘書処の処置が適切か否かをさておけば、三〇日午前の会議での議決と関係づけて理解できるものである。処置の適否を問題にするのは、会議での反対意見にたいする孫文の演説に明らかのように、かの提案は対外政策への追加として為されたはずのものであったのに、《秘書処本》ではそのうちの二項を対内政策第八条への追加として処理しているからである。最後に、第一点は、三〇日決議との関連を見いだすににくいものなのだが、にもかかわらず、《秘書処本》の作成当事者たちのあいだでは、密接に関連するものとして処理されたであろうと考えられることについては後述する（三七頁参照）。このように三〇日決議を正確に踏まえることなく《秘書処本》が作成されたということの内に、のちの「一大宣言」をめぐるもろもろの紛糾の芽が胚胎されていたのである。

ともあれ、以上に述べた追加修正をともなつて、一全大会の「宣言」として世に出されたものこそ、《秘書処本》なのであった。要するに、《秘書処本》とは「政綱」が以前のいずれともちがって対外政策七条、対内政策十六条から成り、さらに民生主義の部分に大幅な追加がくわえられたもの、なのである。前述したように、三〇日午前の会議での「政綱」の修正は、發議者総理孫文に追加条項の案文作成の権限を与えていた。もちろん、実際に案文を起草したのは秘書処だろうが、代理提案者廖仲愷、



〔中国国民党第一次全国代表大会紀事録〕巻頭写真)

そして真の提案者にして文章確定の権限を大会決議によりあたえられた総理孫文の承認なしに最終決定がなされたとは考えられない。したがって、もし孫文が認めさえすればどのような追加修正も可能との見地に立ちさえすれば、《秘書処本》を一全大会の正式の「宣言」と認めることになる。しかも、三月一六日に発せられた中国国民党中央執行委員会の「通告第二十四号」の「第二 本党の策略を執行する」の項下には、「対外政策凡て七事、対内政策凡て十六事」と明記されている。これは《秘書処本》に基づいて起草されたとしか考えられない文書であって、しかもそれには「中国国民党中央執行委員会」（下に角印押印）「主席孫文」（孫文は自筆署名）とあるのである。この「通告」に拠るかぎり、すくなくとも三月中旬の時点では、孫文が対外政策七条、対内政策十六条の「政綱」を、ということとは《秘書処本》を、一全大会の「宣言」と見做していた、と考えざるをえないのである。

なお、一全大会の記録として、さきにたびたび引用した『中国国民党全国大会會議録』とは別に、『国民党全国大会紀事録』が、このころ編纂されている。『民国日報』三月九日付の報道によれば、それは大会秘書長が大会の「文件、案卷、報告等」を集めたもので、「ちかく印刷して発表されよう、孫総理が自ら序文を書きその巻頭を飾ることになっている」とあるが、<sup>(7)</sup>実際には刊行に

まではいたらなかったようである。いま見ることができるのは、そのときに「搜集編定」されたものをちに排印した、一九三〇年五月の「校印後記」をもつ『中国国民党第一次全国代表大会紀事録』である。題名が変わったのは、前頁の図三にみえるように、「搜集編定」のさいに孫文が題名の変更を指示していたので、それに従がっているのである。この排印本におさめられた「宣言」は《校正本》のそれなのだが、「後記」よれば「宣言政綱中にする錯漏のところがあるので、いま「民国」十三年四月印行の校正本により改正をくわえた」と断っていることからして、もともと編定されたさいに採られたものが《校正本》ではなかったということがわかる。とすれば、大会秘書長が「搜集編定」の任にあたったことからして、そこに収められていたものは《秘書処本》であつたはずである、と推定してよいだろう。ただ表紙にあたるところに、孫文が「中央執行委員会に交して審定せしむ」と書き込んでいることからして、そこに集められた文献には、「宣言」をふくめてまだ審査決定の余地が残されていたことも、考慮しておかねばならないのではあるが。

ともあれ、一全大会の目玉ともいべき「宣言」は、このように《秘書処本》の形をとって世に現われた。それは、国民革命をになう政党的宣言として一年前の「改進黨宣言」とくらべるなら、その主義の説明、理論の展開においてはるかに完備したものであつた。その特徴をあげると、まず第一に、現状分析において辛亥革命以来の歴史を総括し、諸政派にたいする自身の位置を明確に提示したこと、第二に、民族主義において民衆に基礎をおく反帝国主義の立場を鮮明に打ち出したこと、第三に、それと表裏の関係で、民生主義において農民、労働者「農工」の利益擁護をとくに強調したこと、そして第四に、革命戦線内の諸階層の共通目標としての「政綱」を当面の実践課題として提起したこと、等である。最小限綱領として提起された「政綱」はとりわけ内外の注目を浴びたものであるが、ここでは対外政策として抑圧関係を排し平等に処遇しあう国との連携、対内政策として農民労働者の利益の擁護、女性の解放等、ロシア革命が突きつけた「過激」な問題が明白に盛りこまれていた。かくしてそれは、国民革命の対象とされた諸勢力からは「赤化」の象徴として攻撃的とされ、合作下の国共両党内の各派がそれぞれの解釈を付与しようとして攻防をくりひろげる焦点となるのである。



この「宣言」による理論的武装に、「党章」による組織規律面での整備がくわわることにより、国民党はかつてなく組織堅固で実践的な党へと脱皮、飛躍することが可能となった。一全大会後における国民党の発展、さらには共産党の拡大、そして国民革命そのものの急速な展開こそ、一全大会とその宣言の歴史的重要性の事実によるなによりもの証明であったことは、ここに贅言するまでもないであろう。

## 2 「一大宣言」をめぐって——その一、広東のばあい——

国民革命の勢力配置、奮闘目標を明瞭に提示した「一大宣言」の公表は、革命の対象とされる側の反発攻撃を引きおこさずにはおかなかった。その最たるものは、孫文が「全党同志に致す書」で釈明を試みている「改組以後、本党が共産党になり変わった」、つまり当時の流行語でいえば国民党「赤化」、との「デマ」である。孫文はそれを「敵人の破壊行為」でなければ「毫も思慮なき邪推」ときめつけ、「宣言、政綱」を見れば、「本党の民生主義がつとに平均地権、節制資本の両方案として党綱に示すとおりでいっかんして変わっていない」ことが分るはずだという。孫文のこの説明はまさにそのとおりのだが、問題は、いまや革命ロシアおよびそのあとを追おうとする中国共産党とむすんで、「いっかんして変わっていない」その主義の実現をはかりはじめたところにこそあった。したがって、「広州では本年四月一日に共産の実行が宣布されよう」とか「広東」政府は共産を実行しようとしている」とかの「赤化」攻撃はその後もたえずなされ、それにたいする釈明もたびたびくりかえされることになる。<sup>(9)</sup>デマは所詮デマなのだから、いまのわれわれからみれば噴飯物でしかないのだが、当時にあつてはそれなりの社会的影響力をもつたにちがいない。<sup>(10)</sup>

党外からの「赤化」攻撃が党内の合作不満派を刺激したことは言うまでもない。かれらはその不満を合作の共同綱領としての「宣言」にたいして、あるいは直接的な、あるいは間接的な批判として表明するのであるが、まずは《秘書処本》そのものについて批判からみてみよう。

そもそも「宣言」制定が難渋したのは、孫文からすれば、代表の多くが民生主義をかれの意義づけるように理解しなかったからである。再三説得をした結果、孫文の意図はいちおうは達成された。しかし、三〇日午前の二度目の修正の「宣言」文案は会議に示されぬまま大会の幕が閉じられ、公表された《秘書処本》「宣言」が前節で述べたような問題をふくんでいたのだから、党内からその適否を問題にするものが現われるのはほとんど必然的であったといつてよいだろう。

はたしてそれが公表されて二箇月ばかりをへた四月一三日に大会代表の蔡世葵（マカオ指名代表）から、《秘書処本》は二箇所にわたり大幅に「改竄」されたものとの「上申書」、『中華民國史事紀要』のいわゆる「検挙状」<sup>(1)</sup>が総理孫文あてに提出された。それによれば、民生主義の項の「第九頁第六行から第一三行までの『中国為農業的国家』等語、計二七五字」、および対内政策の第八条の原文の下に「第一二頁第九行より第一二行にいたる『而其所以達到此目的之一法』等語、計一二二字」がつけ加えられた、という。ここにいう頁、行数および「改竄」の文字数は、前節にあげた『孫中山全集』所収「一大宣言」の底本の小冊子と一致している。

とりわけ蔡世葵が問題にするのは対内政策第八条の「改竄」である。というのは、既決議中にある「政府が方法を講じて土匪游民を安置すべきである」との一条（中文二〇字）はもともと三民主義実現の一方法であるが、改竄者が「租界返還後の収入をこの用途に充てる」等の句「計一二二字」をそれに追加したため、租界を回収しなければ土匪游民を安置できなくなった；これでは本党の民生主義の趣旨とあい背り、かつ対内、対外の信用につよく影響することになる；「当日「一月三〇日」の議案の原文にはこれらの字句はまったくなかった；このたびの大会宣言がこっそりと改竄されたことは、毫も疑問の余地がない」；これらの二点について、「大会宣言の原文を回復」することなしには、「民生を重んじ党義を維る」ことはできない、からなのである。これを要するに蔡の観点からすれば、社会の下層階級の救済と密接に関連させられて反帝国主義の行動綱領が宣言中にもりこまれたことに、問題はあったわけである。

ちなみに、蔡がこの挙にでたのは、「党章」にもとづいて党员としての権利を行使し、みずから正しいと信ずる大会決議を

擁護しようとしたことだった。かれは「党章」第二八条によって、「政綱」「党章」を修正できるのは全国代表大会だけであって「総理といえどもこの権限はない」ことを指摘し、さらに改竄者を「党章」第七二条に照らして厳罰に処することまで要求している。ただ、《秘書処本》を作成した当事者たちが追加修正を「改竄」とは考えていなかったことは十分にありうることなのである。たとえば、対内政策第八条への追加のばあい、日本の新聞報道によれば、二〇日午後に出された原案の対内政策第八条は「関税を管理し、保護政策を施行したる後、政府及び工業界は游民、土匪を正業に就かしむる方法を講ずべし」となっていた。関税と租界の違いはあるにせよ、帝国主義者に収奪されていたものを取り返して当てるという点では同性質のことといつてよい。そもそも三〇日の追加提案は、孫文が依頼しておいたにもかかわらず起草委員会が入れ忘れたものを追加するだけ、との観点にたつて提案されたものだったから、もともと原案中にあったものを修正回復するくらいは問題にもならないと、関係者が考えたとしても不思議はないのである。（民生主義への追加については三七頁参照）

追加提案の文案作成者の主観的意図はともかくとして、蔡世棻の指摘にもとづき、前節にかかげた《二四日修正本》と《秘書処本》の四つの相違点について検討をくわえてみよう。蔡にしたがえば、第二、第三点の追加修正は三〇日午前の会議での決議の範囲内と考えられている。これは、「本総理による文字の修正」でもって三項の提案を対外政策にくわえることが決議されたものであるからには、提案内容を踏み外してさえないなければ、議論の余地はないはずだから、当然であろう。一方、「改竄」された部分は二箇所、第一、第四の二点だけと考えられている。これら民生主義と対内政策第八条への追加は、決議に照らせば、たしかに「改竄」と指弾されてもしかたのないものである。しかしそれと同時に、追加された一二一字以外の中文二〇字は対内政策第八条として認められねばならないものであることも、このことから明らかとなる。つまり、「回復」されるべき「原文」は、「政綱」についていえば、対外政策七条、対内政策十六条のものであった。したがって、《二四日修正本》に三〇日決議を加味した「一大宣言」は、三〇日提案についての文章表現の適否を度外視するなら、《秘書処本》から蔡のいう二箇所の「改竄」部分を除いたものというのが、あるべき一つの姿であったはずである。

蔡のこの挙は、大会での議事内容をふまえつつ《秘書処本》の「改竄」にたいして「檢拳」におよんだものであったから、当然に重視されてよいと思われるにもかかわらず、この問題提起がその後どう処理されたかは目下のところわからない。しかし、蔡のように民主主義の手続きの観点からする批判とはちがって、合作そのものを否定する立場からの反対意見が大会の前後を通じていつかして根強く存在しつづけたこともまた確かなのである。共産党からすれば、そのような立場は、「左派」ないし「左派」「中派」にたいする国民党の「右派」<sup>(12)</sup>なのであるが、孫文はこれを大会直後の「ある日本人との談話」でも「穩健派」<sup>(13)</sup>と名づけている。

孫文によれば、党内には、張繼、馮自由、謝英伯等の「穩健派」、徐謙、譚平山等の「急進派」があり、自分や汪精衛、胡漢民等はそれら両派をたばねる「綜合派」であって、「穩健派」の張繼等が「共産党と接近することに反対」であり、とりわけ馮自由が「共産派を民国を破壊する毒ガス弾とみなしている」という。その談話で孫文は、相手が日本人ということもあってであろう、馮自由を「国民党の先輩中、張繼につぐ徳望家」「雄偉なる器量をそなえた政治家」と評価してはいる。しかし同時に、馮の合作反対意見にたいしてはまったく容赦なく批判してみずからの意図に従わせようとした。つまり孫文は党の領袖として、合作の相手を「毒ガス弾」とみなしているような人物を「綜合」しようというのである。

一九二四年七月一五日付けの馮自由の「孫中山先生に致す函」<sup>(14)</sup>によれば、かれの合作反対意見の眼目は、合作が国民党を破滅させるものであり、大会で新たな内容を与えられた民生主義が国民生活を破壊するものである、というにあった。孫文は二月一六日の夜、馮を大本営に呼びつけて、「中国共産党に反対することは共産主義に反対することであり、共産主義に反対することは本党の民主主義に反対することであって、それはすなわち規律を破壊することであるから、*“党章”*に照らせば党籍を剝奪して銃殺すべきである」と決めつけたという。孫文の怒りはいささか度をこえているかにも見えるが、馮の背後には鄧沢如、謝英伯、蕭仏成、劉成禺、徐清和等が顔をつらねる「共産主義勢力ノ労働者間侵潤ニ反対スル互助社」<sup>(15)</sup>があったので、かれも高飛車に出たのであろう。その後、孫文は「劉成禺、馮自由、徐清和、謝英伯ら四人の釈明に本総理はおおいに満足したので、この一件は

落着、とすべきである；以後、同志たちは陰で動くことをせず、疑いを懐くことがあれば総理に直接問うようにしてほしい<sup>(16)</sup>と  
黨員に通告しているから、いったんは落着いたはずだが、他の三人はともかく馮自由との関係は以後いっそう悪化した。

馮自由の批判は、より具体的にいえば、孫文のように民生主義と共産主義を同心円的にかさねあわせる解釈こそ「本党三十年  
来の光明正大の民生主義」を目茶苦茶にしてしまうもので、げんにいまや「廖仲愷が大会宣言を改竄して租界「回収により得ら  
れる財源」に拠って土匪を養うと明言したため、奸邪不正がとめどなく行われるようになった」という点にあった。この「租  
界」「土匪」云々こそかの対内政策第八条への追加として蔡の「檢拳状」のもっとも問題としたところであることは、想起され  
るべきである。さらにいえば馮によると、合作は国民党にとって袁世凱の篡奪、陳炯明の反乱に匹敵する災いであり、「不幸に  
して言中る」<sup>(17)</sup>、かれの警告したように鄧沢如等をはじめ、共産党の陰謀を摘発弾劾するものが引きも切らない。こうなつたのは  
胡漢民、廖仲愷、汪精衛らが「二股をかけてあれこれ共産党を庇護したからなのである」。では、どうすればよいのか？ 馮自  
由の解決策は、「第一に、公「孫文」が責任をとつて謝罪し、おおくの黨員の不満を解消する；第二に共産黨員をすべて除名し、  
狼を引き入れた漢民、仲愷、精衛を厳罰に処して私利をはかるものへの戒めとする」というものであった。これはもちろん、一  
全大会のなよりの眼目であつた国共合作を根底からくつがえす意見なのだから、合作を進めようとする孫文にはもちろん受け  
入れられるものではなかつた。かくして、馮自由はこの手紙を決別の辞として広東を去る<sup>(18)</sup>。

一方、「穩健派」の張継等は「宣言」を直接にとりあげるのではなく、共産黨員の規律違反を問題にすることにより孫文の合  
作方針を批判した。馮自由の手紙に言及された「弾劾案」<sup>(19)</sup>がその表だつたうごきであつて、中央監察委員会委員鄧沢如、張継、  
謝持の連名で六月一八日付で中央執行委員会あてに提出されたその案は、共産党の党内文書にもとづいて、共産党が規律に違反  
して「党中の党」をつくり活動していることを暴きだし、嚴重に処分するよう要請したものである。上海から来た張継と謝持を  
むかえて六月一〇日に、邵元冲、許崇智、何成濬、鄧沢如、廖仲愷等が「党事および共産党の国民党にたいする態度」について  
話し合つて<sup>(20)</sup>いることからして、この動きが、馮自由等とは一線を画する上海と広州の「穩健派」の意向を体するものであつたこ

とがわかる。この「弾劾案」は六月一九日の中央執行委員会第三八回会議で討論されたが、共産党の側も譲らず、結局、七月三日の第四〇回会議でとりあげられ、宣言を發する等の三項の決議がなされた。<sup>(22)</sup>それに付された「説明」、またそれをうけて七月七日第四一回会議で採択された「宣言」でも、「宣言、政綱に違反するか否か」だけが黨員の基準であつて、他は問わぬという形で決着がつけられた。<sup>(23)</sup>注(21)に記した会議出席者の顔ぶれからして、胡漢民、汪精衛、それにもとから広州で活動していた中執<sup>(23)</sup>の実力者、廖仲愷、譚平山、彭素民等が奮闘し、いわゆる「綜合派」のイニシアチブのもと、規律だけを基準とすることによつて合作の維持をはかったとみてよい。起草委員の邵元冲が、「共産党問題についての宣言」[七月七日の宣言]はあれこれいじくつて、痛くも痒くもないものになつてしまつた；言いたいことをあえて言わぬという態度がみえみえである、嗚呼！<sup>(24)</sup>と日記に書きつけたのはまさに真情の吐露だつたにちがいない。この一段の応酬は、弾劾をしかけた側からすれば失敗ということになり、七月一三日、張繼と謝持は広州を去つた。

その後も共産党との軋轢は、「跨党」「党団」問題をめぐつて絶えることなくつづく。張繼は国民党二中全会（八月一五日—二三日）にまた出席して共産党の「党団」活動を問題にするが、胡漢民が「陰謀の党団」ならず、と調停をはかつた。<sup>(25)</sup>合作の否定を遠景に見据えて規律違反から攻める手口は、結局うまくいかなかつたのである。逆に第五三回中執会議（九月八日）では、共産党の側から国民党右派の「章程、宣言、政綱違反」にたいする糾弾がなされるが、これも見るべき成果をあげなかつた。<sup>(26)</sup>孫文等「綜合派」の立場からする調停の成功である。ただこのやりとりで、右派が規律違反で攻めるのにたいし、共産党が「宣言」「政綱」に依拠していることは注意されてよい。「宣言」「政綱」こそ、共産党が国民党の旗をかかげてみずからの活動を展開していくための重要な拠り所だったのである。しかし言うまでもなく、馮自由のように孫文の民生主義解釈、「宣言」そのものを批判して合作の否定にすすまぬかぎり、「宣言」「政綱」は国民党員すべてが信奉せねばならぬものであつた。ゆえに、孫文逝去後の三中全会（一九二五年五月一日—五月二五日）において「総理遺囑を継承」「接受」する宣言<sup>(27)</sup>が作成されるが、そこでも「主義」「政綱」を継承することが特筆されているのである。この「宣言」は戴季陶の起草にかかるとされるが、反共の戴季陶

と共産党とでは例えば階級闘争についての見解はまったく違うのだから、同じものを信奉しているとたがいに称してはいても、それにはたいする両者の解釈には相当のひらきが当然のこととしてあった。孫文の逝去につづく、廖仲愷暗殺、胡漢民追放等の党内問題、また五卅運動、省港スト等の民衆闘争といった、かつてない激動の数か月をへたのち、両派の対立は意見の相違をこえて組織的分裂にエスカレートしていくことになるであろう。

以上、「宣言」をとりまく広州の国民党本部における一全大会後の状況について大略をのべてみたが、話を「一大宣言」<sup>(29)</sup>のものにもどそう。《秘書処本》はたしかに正統な機関が刊行した「宣言」であったにせよ、前述したように、「改竄」と指弾されても仕方のない部分を含むものであった。蔡世榮の問題提起とどうからむのかは未詳だが、それを修正しようとの動きがかなり早くからあったことは確かである。たとえば、『広州民国日報』一九二四年の「労働節」号の「労働運動と国民党」<sup>(28)</sup>なる一文である。「労働階級、農夫工人」にうったえるために書かれたその一文では、文中に「宣言」の「民生主義」が抄録され、さらに「政綱」の対内政策が二カ条引用されている。その「民生主義」には、蔡の糾弾する《秘書処本》に追加された中文二七五字が含まれていない。そして、引用された対内政策は、「(十) 改良農村組織、増進農人生活；(十一) 制定勞工「法、改良労働者」之生活状況、保障勞工団体、並扶助其發展」と条数を明記しており、その条数は《秘書処本》から第十条以前のいずれかの一条を削除したものとなっている。

さらに一年後、孫文死後のことになるが、おなじく『広州民国日報』の「労働節特刊」の陳孚木の「国民党と中国工人」<sup>(29)</sup>に、「対内政策第十一条にいう：『制定勞工法、改良労働者之生活状況、保障勞工団体、並扶助其發展』との一文がみえるが、この条数も《秘書処本》から第十一条以前の一条を削除したものである。さらに同年五月一五日の大本営大元帥兼広東省長胡漢民の「宣言」には、「対内政策については、党綱に十五カ条が規定されている」と書かれている。<sup>(30)</sup>

これを要するに、広東では民生主義の件の部分が削除され対内政策が十五条よりなる、《秘書処本》とはその構成を異にした「一大宣言」がなにものかによって作られ、それが準党機関紙に載せられていたのである。しかもそれは、孫文の後継者として

党と政府の最高責任者の地位にあった胡漢民の宣言起草の典拠にまで用いられていたのである。その全文をまだみつけないため、対外政策が何条かは分からないので、その「政綱」は（？十五）条としておくほかはない。これをいまかりに「一大宣言」の「広州本」と名付けておく。この「広州本」は、《秘書処本》のふくむ問題点の修正解決をはかったものであろうが、すくなくとも、対内政策を十五条に削減したという点で、明白に大会決議に悖るものなのである。

この「広州本」と、それ以前の宣言諸本で分かっているかぎりの内容の一致するものに《二三日決議本》がある。二三日決議の正当性からいって、この「広州本」とは実は《二三日決議本》であるとの可能性を完全に否定することはできない。しかし、二四日の修正決議もならぬ問題のないものなのだから、《二四日修正本》を跳びこえて《二三日決議本》にもどるといっても、いささか不自然である。また「広州本」の内容は、民生主義の追加部分がなく対内政策が十五条であるという点において、一九二四年四月に「校正」したとされる《校正本》とも一致する。しかし、第三章第二節に述べるように一九二四年四月の中央執行委員会による校正は存在しなかったと考えられるので、もし両者が同じものであるなら、「広州本」が《校正本》の藍本ということになる。

ところで、さきにあげた三資料はいずれも『広州民国日報』に発表されたものであるが、同紙上であきらかに《秘書処本》に依拠して「政綱」が処理されている場合があることも注意されてよい。同紙の版側（多くは版芯）に、確認できるかぎりで一九二四年一〇月二十九日から一月二一日にかけて、「国民党対外政策第一項〔項は本稿でいう条〕」「国民党対内政策第三項」および「第九項」の三条の「政綱」がスローガンとして掲げられているのだが、その「第九項」は「嚴定田賦地稅之法定額、禁止一切額外徵收、如厘金等類、當一切廢絶之（国民党対内政策第九項）」となっているのだから、対内政策十六条本すなわち《秘書処本》によっていることは明白なのである。<sup>(31)</sup>

文章あるいは宣言と、たんなるスローガンとではもちろん重みがちがうのだから、両者を対等に扱おうというのではない。しかし、国民党本部、広東政府のお膝元で発行されている準中央機関紙ともいべき『広州民国日報』においてさえ、「政綱」の



扱いにこのような不統一が存在していたという事実の中にこそ、当時の国民党の、ひいては国共合作の実態が反映されているということは留意されねばならないだろう。大会が開催され、宣言が決議されたとはいっても、それは、だれの目にも輪郭の明確なものとして存在していたのではなく、それを使おうとするものがそれぞれに自分の都合にあわせて伸縮させようとするものとしてしか存在していなかったのである。

### 3 「一大宣言」をめぐる——その二、上海のばあい——

党本部のある広州で蔡世棻がとりあげたのとはほぼ時をおなじくして、国民党のもう一つの重要な根拠地である上海でも、《秘書処本》の「改竄」問題は論議をよびおこした。大会後、国民党は全国的な活動を有効に展開すべく、広州の党中央以外に、上海、北京、漢口、四川、哈爾濱にそれぞれ数省を統括する執行部を設けることとしたが、一中全会（一九二四年一月三十一日—二月六日）の初日の会議で上海執行部に配属と決定された中央委員等は以下のメンバーであった。すなわち、胡漢民、汪精衛、葉楚傖、于右任、張静江（以上、中央執行委員）、毛沢東、邵元冲、沈定一、茅祖權、瞿秋白（以上、同候補）、張繼、吳稚暉、謝持（以上、中央監察委員）である。<sup>(32)</sup>孫文のいわゆる「綜合派」の胡漢民、汪精衛を軸に、「穩健派」に比重のかかった重量級の布陣といえよう。<sup>(33)</sup>なお、党の中央機関紙『民国日報』の編集を委ねられたのは、葉楚傖（委員長）、胡漢民、汪精衛、邵力子、瞿秋白等で、葉がその実権を完全ににぎったといわれる。<sup>(34)</sup>

上海執行部に配された候補中央執行委員の瞿秋白が広州のボロジンにあてた四月五日付の手紙<sup>(35)</sup>に言うところによれば、上海ではことごらはこう展開した。「上海執行部のある会議で多くのものが、宣言の若干の条項を廖仲愷が勝手に増やした、と攻撃した。」問題にされたのは、宣言中の「軍隊にかかわる部分」、および「租界と土匪にかかわる条項」である。批判の対象となった二点は、蔡世棻が問題にしたまさにあの二点であった。「軍隊にかかわる部分」とは、かの民生主義の説明部分で増補された二

文段中において、革命の軍隊を創設すること、および革命軍人の帰農者に十分な土地を給付すると述べていること、を指している。「租界と土匪にかかわる条項」とは、言うまでもなく、対内政策第八条の追加部分にはかならない。しかもここ上海では、たんに問題になったばかりでなく、そのつぎの会議で「中央と孫文に質問状を發し、前者、軍隊にかかわる部分を切離してべつの決議とすること、後者を削除すること、を要求する決議がなされた。」その理由は、「租界と土匪にかかわる条項がたんに代表大会通過のものでないのみならず、大会に提出さえされなかつたものであつて、中央であれ孫であれ、だれも内容を増やす権限はない」からなのである。

さらに、かれらの解釈によれば、「党章」の規定は大会議決にたいする覆議権を総理に与えているだけなのだから、大会後の増補は「合法でない」のであつて、もし孫文が「租界と土匪にかかわる条項を必要と考えるのなら、それをつぎの大会に提案すべきである」と明言している。それにたいし、胡漢民は「だれが孫にそうするよう勧めたにせよ、その者がかれ（孫を指す）の名譽をきずつける危険をまねいたのだ」といって、孫文にたいする攻撃をかわそうとしているが、追加に反対との立場にかわりはない。

その後、どのような経緯を経たのかはよくは分らないけれど、上海では《秘書処本》の「宣言」の修正がまちがいなくおこなわれた。『民国日報』一〇月二六日付の沈定一<sup>36</sup>の文章に「政綱」が付録されているのだが、それは〈六十六〉条のもので、《秘書処本》とは明白に異なつたものなのである。沈は共産党の創立にかかわり、合作を積極的に推進、一全大会後、すくなくとも五月の共産党拡大会議までは共産党に籍を置いていたが、二重党籍に嫌気がさし、その後共産党をぬけたという経歴の持ち主である。<sup>37</sup>かれの文章に付録された「政綱」と《秘書処本》との差異は以下の二点である。

- 一、《秘書処本》の対外政策第五条、すなわち「庚子賠款」の条が削除され、対外政策が全六条となつてゐること；
- 二、対内政策第八条、すなわち「土匪游民」の条で問題の中文一二一字分の追加が削除されてゐること。

つまり、一月三〇日午前の会議でのかの修正決議にかかわる「政綱」への追加部分がみな削除され、そのかわり文末に、「なお、

政綱と同等の効力をもつ、以下の対外政策の三つの議決案がある；一、租界地の名称を取り消す；二、中国に居留する外人は中国の法律の支配「約束」を受けねばならない；三、庚子賠款は回収し、教育費に充当する」との補注がつけ加えられた。瞿秋白の手紙にふれられていた「決議」は、四月から一〇月までの間において上海グループによりこのような修正をほどこして実現されたわけである。

この修正は廖仲愷の三項提案を「宣言」外の決議とすることによって、上記削除と三〇日決議との調整を謀ろうとしたものである。かくして、この「政綱」本文は一月二四日修正決議ののちの《二四日修正本》と同じ構成のものとなった。ただ両者の間には〈付表 一〉に示すように、対外政策第一条に「外人租借地」の語の有無、というわずかな文字上の異同はある。この異同は、《三三日決議本》に修正を加えたものと、《秘書処本》から三〇日決議にもとづく増補部分を削除したさいに、対外政策第一条に追加された五字の削除にまでは思いつかなかったものとの間の違いというだけのもので、上海での修正が二四日の時点での決議に戻ろうとしたものであることに、疑問の余地はないだろう。

この〈六十六〉条の「政綱」は、このあと一九二五年一月一日の『民国日報』増刊、さらに同年四月一二日『民国日報』追悼孫中山先生増刊にも登場する。前者には改組以来の重要文献として「宣言」中の「国民党の主義」、「国民党の政綱」等が収められている。そこでは、「政綱」は〈六十六〉条全部が載せられているのに対し、「主義」の方は民生主義の第一段落までという、きわめて不自然な形でしか載せられていない。あるいは、例の追加部分のあつかいで問題が生じたという可能性もないではないが、おそらくたんに紙面の都合でそう処理されただけのことであろう。

それによつて、後者は「宣言」の全文である。第一節「中国の現状」、第二節「国民党の主義」までは、「民生主義」の部分の《秘書処本》で増補されたかの中文二七五字をもふくめ、《秘書処本》におなじである。第三節「国民党の政綱」は、沈定一の記事に付されたものと同様、《秘書処本》の対外政策第五条と対内政策第八条の追加部分一二一字が削除され、末に「対外政策三個議決案」云々の補注が付されている。沈等の上海グループが問題にしたことも、基本的には広東の蔡世榮とちがわなかった

のだが、主として「政綱」の取り扱いでことがらを処理しようとしたのである。この「政綱」部分以外は《秘書処本》に同じで、〈六十六〉条の「政綱」に補注を付したものを《上海本》と名付けておく。

ところで、上述の三項の補注は《上海本》にとつて、三〇日午前の会議の決議にもとづく「政綱」追加部分を削除するために、是非とも必要なものであった。しかし大会での「議決案」をみてみると、『中国国民党全国代表大会紀事録』には九編をかかげているが、そこには補注にいう三議決案は収められていない。大会後の一中全会（二月一日の中執第二回会議）で、「各執行部および地方党部の対外態度」として、「甲、租界回収問題、乙、領事裁判権取消問題、丙、関税自主管理問題、丁、庚子賠款問題」にたいし、「宣言」中に明白に表明された内容に即して具体的な宣伝方法を案出せよと議決していることから推せば、正規の中央執行委員会は上海グループのちに分離した三議決案を「宣言」のなかにふくまれているものと認めていたのである。<sup>38</sup>したがって《上海本》は、大会での「政綱」への追加議決を「宣言」外の「対外政策三議決案」にかえてしまうという、ある意味ではより大きなルール違反の「改竄」をおこなったものと言わねばならず、《秘書処本》にとつてかわる正当性を主張しうるものではけつしてなかつたのである。

ちなみに「一大宣言」をおさめる諸本中に、大会での決議案を付するものがあるが、それらは管見のかぎりですべて、「国民政府を組織する必要についての決議案」（孫文が臨時中央執行委員会に一月二〇日午後の会議に提出させ、林森が説明、原案どおり可決）、「游民土匪を感化し、革命軍人を優遇する決議案」「關於感化游民土匪及殊遇革命軍人決議案」（孫文が一月二九日午後の会議に提出、戴季陶が説明、可決）、「紀律問題決議案」（孫文が一月二二日午後の会議に提出、胡漢民が説明、可決）、「海關問題決議案」（同上会議で汪精衛が説明、可決）の四編がセットになっている。<sup>40</sup>ところが、上掲『中国国民党全国代表大会紀事録』には他の三編が文章をふくめて載せられているのに、第二の「游民土匪」のものだけが収められていない。この決議案は、「中国為農業的国家」の一句ではじまり、帝国主義の抑圧と軍閥官僚の収奪のせいで土地を失った農民が匪賊、兵匪に落ちぶれていく現状を指摘し、一、「游民土匪」を「感化収容」して「社会に有益な工作」をさせる。二、兵士に宣伝して「革命的兵士」

にかえ、国民党の旗のもと「人民のために戦わせ」、革命勝利後に適當の土地を与えて帰農させる、との二策を提起したものである。

こう説明すれば、「中国為農業的国家」の一句ではじまる説明プラス第二策が、かの民生主義に《秘書処本》でつけ加えられた二七五字の部分ときわめてよく似ていることに、だれしも気付かれるにちがいない。つまり、蔡世棻の糾弾した《秘書処本》の民生主義の部分での二七五字分の「改竄」は、この決議案を「宣言」中に取りこんだものであった。のこる第一策は《秘書処本》対内政策第八条のもとからあった部分にはほぼ同じなのだから、《秘書処本》をおさめた「宣言」の諸本にはこの決議案は不要のものとなるわけで、本来の『国民党全国大会紀事録』がそれをはいしたのはそれなりの措置だったのである。ゆえに、「宣言」を《校正本》にさしかえた『中国国民党第一次全国代表大会紀事録』はこの決議案を補充せねばならなかったはずなのだが、のちの編者はそのあたりまで注意をはらわなかったであろう。

ところで、『広州民国日報』にさがけて、上海の『民国日報』の版側（主として版芯）にも「宣言」のスローガンがかかげられている。それは一九二四年五月一日に初出し、以降、途中で種々変遷をかさねつつ一九二六年一月までつづく<sup>(41)</sup>。この長期間における掲載中の大きな変化は、一九二六年三月末から四月初に生ずるのだが、それは西山派二全大会の開催と密接に関連している。最初、五月一日には対内政策第一二、第一三条が掲げられ<sup>(42)</sup>、一三日には対外政策第一、第二条、対内政策第六、第一一、第一二、第一三条および民族主義、民生主義の計八カ条がかかげらる賑やかさである（掲載順序はこの通りでない）。その民族主義、民生主義は、以下のようにスローガン化されている。

国民党之民族主義有兩方面之意義：一則中国民族自求解放、二則中国境内各民族一律平等（国民党第一次全国代表大会宣言）

言） 国民党之民生主義、其最要之原則、不外二者：一曰平均地權、二曰節制資本（国民党第一次全国代表大会宣言）

そして「政綱」は、対外政策第一条のように長いものは一部省略されているのだが、他のものはそのまま掲げられている。これ

ら八カ条のうち、一九二六年三月までの間ほぼいっかんして掲げつづけられているのは、対外政策第一条、対内政策第六、第一一、第二二条である。いまこの版側スローガンがなにに依っているのかを問題にするばあい、検討せねばならないのは、対内政策第一一、第二二、第二三条である。これらの対内政策の条数は《秘書処本》のものに一致する。のちに条数はかなり混乱を呈するが、それは条数のことなる他本によつたために生じた混乱ではなく、誤植のたぐいである。「一大宣言」の「政綱」のような重要なものの条数を、なぜ連日にわたり党中央機関紙が無茶苦茶に混乱したまま掲載するのかまこと理解に苦しむが、それが当時の『民国日報』の実態なのであった。このことは、該紙を利用するばあい留意されるべきであろう。

さらにいえば、『民国日報』一九二六年二月八日付の「国民党」二七「紀念」なる一文には、「政綱第十二」「政綱第十六」と明記して両条を全文引用している。要するに、『広州民国日報』のばあいと同様に、『民国日報』紙上でも《秘書処本》と、それを修正した《上海本》がともに登場するという状況がみられたのであって、これも「一大宣言」が置かれていた当時の位置を如実にしめすものであった。国共合作、ひいては国民革命の一側面はそこにも端的に反映されていたのである。

孫文の没後、依るべき中心をうしなつて、国民党内では周知のように各派の勢力争いが激化する。廖仲愷暗殺とそれにつづく胡漢民の追放、そして許崇智の軍権剝脱はその一つの帰結であり、広東における党、軍の権力は汪精衛と蔣介石の手中に帰した。上海での権力闘争は広東とはいくらがちがった次元で展開され、左右の対立、すなわち「穩健派」による共産党排除の問題が焦点となつていく。理論面では一九二五年八月、戴季陶の『国民革命与中国国民党』<sup>(43)</sup>の刊行がその号砲となり、共産党の側も『反戴季陶的国民革命観』<sup>(44)</sup>等によってそれに反論した。しかしこの面では、結局のところ、いわばジャブの応酬にとどまり、「穩健派」による西山会議の準備、開催という局面展開にみられるように、事態は組織面での分裂とそれへの対応をめぐる動いていくことになるのである。

### 三 「二大宣言」と《校正本》

#### 1 「二大宣言」での「二大宣言」の継承関係

中国国民党第二次全国代表大会（以下、二全大会、または二大、と略称）は、一九二六年一月四日、広州で開会された。大会秘書長は呉玉章、議長団は汪精衛、譚延闓、鄧沢如、丁惟汾、譚平山、恩克巴図、経亨頤の七人、記録は速記科が担当した。会期は、一月一九日まで、開会翌日の五日、および一〇、一七の日曜日は休会、そのほかの十三日間は午前、午後とも精神的に会議を開催している。会議記録<sup>(1)</sup>から窺うかぎりでは、前回にくらべて今度の大会の討議の水準と密度はかなり高くなったとの印象をうける。

開会式は臨時議長汪精衛の司会のもとに、一八九人の代表が出席して「恭しく総理遺囑を読む」儀式でもってはじまった。林祖涵の大会準備経過報告にはじまり、会議の内容はさわめて豊富多彩といつてよいが、ここではまず「二大宣言」の作成過程を簡単に述べておこう。六日午後の会議で議長の鄧沢如から宣言起草委員会の起草員として汪精衛（主稿）、邵力子、高語罕に委嘱することが提案され、異議なく承認された。一一日午後の会議（議長恩克巴図）で、汪精衛より起草内容について説明がなされ、会議はその宣言の骨格についての報告を無修正で承認、秘書処より印刷して大会の議決を経ることとした。一二日午後の会議（議長譚延闓）で汪精衛が提案した宣言草案にたいし、語句表現の修正意見が出されたが、修正の権限を議長団に一任することにして可決承認された。<sup>(2)</sup>

可決された「二大宣言」<sup>(3)</sup>は、第一節「世界の現状」、第二節「中国の現状」、第三節「本党努力の経過」、第四節「結論」の四節構成をとっている。第一節で、ソ連および植民地、半植民地の被抑圧民族と連合して反帝国主義の民族革命運動をすすめるこ

とを、きわめて詳細に述べる。第二節で大多数の被抑圧人民の連合により、帝国主義の手先である「軍閥、官僚、買弁階級、土豪」を打倒すること、第三節で「中国の唯一の出路を指し示す」「総理制定の「一大宣言の」主義と政綱」にそつて、この二年間奮闘してきたことを簡単に述べる。そして、第四節で結論として、「中国の唯一の出路」である一大宣言の主義が実現できていないのはもちろん、「最小限度の政綱でさえ、現実には実施することはできていない」；ゆえに、「一大宣言」の「主義」はもちろん、「政綱も修正改訂することなく、その施行実現をはかつていく」；「一大宣言」にさきだつ「建国方略」、のちの「建国大綱」「民族、民権、民生」「主義」の講義」「国民会議開催、不平等条約排除宣言」「遺囑」にもとづき奮闘する、と決意を表明している。

つまり「主義」と「政綱」についていえば、二全大会の基本路線は「一大宣言」の無修正継承にあつた。閉会式での汪精衛の演説でも「総理が第一次代表大会でみずから定めた最低限の政綱はそのままひきつづき実行していく；ゆえに二全大会は一大宣言内の主義の解釈および政綱を修正しなかつた；二全大会の精神は一大宣言の主義および政綱の実行方法を討議したことにある」といひきつている<sup>(4)</sup>。また、大会後に秘書長呉玉章が「中央党部紀念週」でおこなつた演説「第二次全国代表大会経過概略」でも、「大会の重要決議」としてまず「総理遺囑の継承」「接受」<sup>(5)</sup>、二番目に「一全大会所定の政綱の完全継承」をあげ、四番目の「宣言の発布」とはべつに項目をたてて強調していることからも、それが重要な眼目だつたことが分るのである。そうせねばならなかつたのは、上述の宣言の結論で政綱の未実施をいふばかりでなく、閉会式の高語罕の演説でもいうように、「一全大会で多くの政綱、政策を定めたが、その百分の一も実行できていない」から<sup>(6)</sup>というのがその理由である。一全大会以来の成果を誇りながら、その政綱については「百分の一も実施できていない」というのはあまりにも過小な評価しかおもえないのだが、「一大政綱」を無修正で継承するためのレトリックなのだろう。

「一大宣言」では、みられるように、「主義」と「政綱」は一全大会のそれをそのまま援用することにしたというが、その「一大宣言」として種々のものが存在していることは、これまでに繰り返かえし述べたとおりである。にもかかわらず、「会議記



録」の類にはそれらのどれを無修正で採用したのかについては、まったく記載がない。そこで、中央執行委員会の刊にかかる『中国国民党第二次全国代表大会宣言及決議案』におさめられた「一大宣言」<sup>(7)</sup>を見てみると、不思議なことに、これがまた今までにあげたどの種類の「一大宣言」とも違うものなのである。その違いについては〈付表 二〉に一覧的に示したが、ここで《秘書処本》《上海本》との相違点のみを記せば、以下のとおりである。

一、民生主義の項下に、件の「中国為農業的国家」以下の中文二七五字をふくまないこと；

二、《上海本》同様、「庚子賠款」の一条（《秘書処本》第五条）が削除され、対外政策が六条であること；

三、対内政策の件の第八条がまるまる削除され、対内政策が十五条であること。

つまりこれは、蔡世棻が「改竄」と指摘した二点、および《上海本》がけずった対外政策の「庚子賠款」の条にくわえて、《二三日決議本》《二四日修正本》にあった対内政策の「游民土匪」の条をもけずってしまったものなのである。おそらくはそうではないかと思われるのだが、もし対内政策十五条の「広州本」が「游民土匪」の条をけずっていたとしたなら、これは「広州本」と《上海本》に共通する部分だけを最大公約数的に継承したものであって、《秘書処本》登場以来問題になったことがらを、関連部分をふくめてすべて削除したものと違ってよい。付言すれば、これは政綱が〈六十五〉条構成という点で《二三日決議本》と同じなのだが、《二三日決議本》にあった対内政策第七条「游民土匪」の条がなく、あらたに「考試制度」の一条（二四日修正可決の）が第五条に付け加わったの十五条なのだから、両者は〈六十五〉条の内容がまったく違ってしまっているものなのである。これを「一大宣言」の《二大本》と名付けることにする。

もっとも早い刊行年月を有する「二大宣言」は、管見のかぎり『中国国民党重要宣言訓令集』<sup>(8)</sup>である。そして、それにつづくものとして前掲の二全大会「宣言及決議案」がある。これらは、「二大宣言」に付して「一大宣言」をあわせ収めることによりその「主義」「政綱」を参照できるように編集されているものなのだが、その「一大宣言」がともに《二大本》なのである。同様に「一大宣言」として《二大本》を収めるものは、〈付表 二〉のF〈六十五〉条の項下にあげられるように八種をかぞえる。<sup>(9)</sup>

くりかえすが、二全大会が採択した「二大宣言」に対応する「一大宣言」は、それに先だつ二年間に登場したいかなる本とも違うものであった。《秘書処本》の「改竄」が問題にされ、広州でも上海でも「改竄」の修正がはかられたことからすれば、最高決定機関である二全大会が採用したこの《二大本》こそ、「一大宣言」の決定版と目されてよいもののはずである。一月一六日午前の会議で何香凝により提案され、異義なく採択された「婦女運動決議案」の第九項に、「本党は党綱対内政策第十二条の於法律上経済上教育上社会上、確認男女平等之原則、助進女権之發展」に依拠し、国民政府がすみやかに以下の各項を実施するよう督促すべきである<sup>(10)</sup>とあるが、これは対内政策十五条のものによつたものである。また一月一八日午前の会議で決議された「農民運動決議案」で、「農村教育基金」に言及し、その経費の来源を挙げながらかの「庚子賠款」云々にふれないのは、対外政策全六条のものによつてゐることを窺わせる。これらのことから、二全大会にさきだつて《二大本》がつくられ、それにもとづく諸決議が準備されたかにもみえる。

しかし、対内政策十六条のものによつた提案もあつたのであつて、一月一八日午後の会議に蒋介石等が提出した「士兵の経済生活を改良する提案<sup>(12)</sup>」には、「本大会は第一次代表大会の決定した対内政策第八条、および、關於感化游民土匪及殊遇革命軍人之決議案」に照らして、国民政府が最短期間内に兵士の経済生活を改良する方策を制定し、頒布施行するよう、責任をもつことを決議すべし」といつている。第八条に「游民土匪」のことをいふのは《秘書処本》と《上海本》である。要するに、二全大会の決議案のなかには対内政策十六条本に依拠したものもあるのであつて、大会前に《二大本》が確定され、それにもとづいて諸決議が準備されるという関係ではなかつたようなのである。

このようなまかつた新しい内容をもつ「一大宣言」が二全大会においてなぜ作られねばならなかつたかについては直接の史料を見いだすことができないので、間接的に関連状況からその理由を推測するしかない。孫文没後に国共関係がきわめて微妙なものになつてゐたこと、とりわけ廖仲愷暗殺事件後にそれがより危機的なものになつてゐたことは前述した。胡漢民がモスクワへおくられたあと、広州の党中央の実権は汪精衛とボロジンに握られるようになり、<sup>(13)</sup> 共産党の勢力がますます拡大するという状況

のもとで、退勢を挽回しようとする動きが上海を中心に国民党のなかで急速に強まり、一月にはのちに西山会議派と呼ばれるようになる一派が具体的にそのための行動を開始するにいたる。

邵元冲の日記によれば、すでに九月の頃にも広東の蒋介石等と連絡を取りながら、上海において、邵元冲、葉楚傖、孫科、許崇智、林森、覃振、鄒魯、謝持、戴季陶、沈定一等が密接に交流して「党務」を論じあっていることがわかるが、一月二日には、上海の許崇智寓で邵、戴、沈、覃、孫、葉があつまり、北京でのかれらの手になる二全大会開会方法、および「党務、政治、軍事、宣伝等の議案」の大綱等を討論している。そして、同月二三日には北京の西山碧雲寺で予備会議を開き、一月二日には四中全会（西山会議）を開催、共産黨員譚平山、李大釗、于樹徳、毛沢東、瞿秋白、張国燾等九人を国民党より除名、「中国国民党の共産派本党党籍を取消す宣言」を発表し、またボロジンの顧問解任、汪精衛の黨員権停止六箇月等を決議するにいたる。

一方、上海では一月二三日に旧来の上海執行部（環龍路四十四号）の建物を接收、翌日からかれらの中央党部の事務取扱いを開始した。<sup>(14)</sup>

このような状況に対応して上海の中共中央がとった対策は、西山派との協調点を見いだしつつ合作を維持しようとするものであった。一月二三日の夜、カラハンが派遣してきたヴォイチンスキーと孫科、邵元冲、葉楚傖が上海のソ連領事館で会談しているが、そこでヴォイチンスキーが「総理が決定した国民党の連ソ、容共〔容許共産分子加入〕の両大原則にたいする懷疑、動揺はあるのか、もし無いのなら、他の枝葉の問題は討論によって解決できよう」といったのにたいし、孫科等は二原則を承認したうえで、ここ一年有余の間に発生した事実問題からして「党籍を整理〔澄清〕する工作」をせざるをえないこと、もし広東側が相当の譲歩をするなら、大会を延期し、そして共産党の側の国民党にたいする攻撃を停止すべきこと、そうしたあと「善後問題」を協議する用意のあること、を表明した。翌日、孫科等は、「党務、宣伝、国民党のC.P.、ソ連、第三國際にたいする態度」等についての「討論綱領」を相談したうえで、ヴォイチンスキー、陳独秀、瞿秋白、張国燾と会談し、さらに詳細に意見を交換した。共産党の側は、ほぼ孫科等の意見を受け入れたが、ただ「C.P.分子が党、政、軍、学の名機関から完全に退出すること」

については、職務遂行に支障ありと同意せず、またボロジンが広州を離れることは香港（即イギリス帝国主義）の思う壺にはまると反対して、これらの両点は「しばらく保留」ということになった。<sup>(15)</sup>

この会談については張国燾の回想にも記述があるが、ここでは陳独秀が共産党は国民党の仕事を丸抱えしようとの企図はないこと等について意見を表明し、孫科等も広東の党、軍、政府を擁護すること、状況が許すなら広東の大会に参加する意志があることを表明したあと、両者は七項の合意点についての文書に署名したという。合意の眼目は、「孫先生の三民主義と改組以来の既定の政策のもとに団結すること」「みな広州国民党中央およびそれが指導する国民政府を支持すべきこと」にあった。<sup>(16)</sup> なお西山派には、鄒魯のように「国民政府および党軍の打倒」をいうものもあつたが、邵元冲等が広東での政治的、軍事的基盤を害なうことなく、「党籍を整理する工作」つまり清党、の目的を達しようと考えていたことは、于右任との対話にみえる。<sup>(17)</sup>

ところで、中共中央のこの協調方針に中共広東区委員会およびボロジン等の広東グループは反対であつた。中共中央が孫科等を「中派」と規定してかれらをも含めた合作を構想したのにたいし、広東グループは孫科等を「右派」とみなしてかれらと対決する道を進もうとしていたからである。<sup>(18)</sup> 両者の方針の相違の背景には、このとき中共中央が国民党の仕事を丸抱えするようなこれまでの合作のありかたを見直し、いわば党外合作にちかい方針を模索しようとしたのにたいし、広東グループは旧来どおり「左派」との連合によつて国民党そのものをより左傾させようとしていた、という方針の違いが存在していた。<sup>(19)</sup> 本来なら党中央の方針が貫徹されてしかるべきなのだが、一全大会以来の広東グループの工作成績には見るべきものがあつたうえ、かれらはいまや国民党の最高指導者の地位にある汪精衛および汪を擁する左派とむすんでいたので、二全大会の中共フラクションの責任者である張国燾も、このときには中央の方針を大会代表の党員に押しつけることはできなかったのである。<sup>(20)</sup>

国民党左派と西山派（右派か中派かは問わず）との間には明確な亀裂が存在していても完全に敵対するにはいたつておらず、また中共広東グループは中央の方針に反対だったとしても中央の西山派にたいする協調方針を知っていたとすれば、大会を成功させる方法として、問題を先鋭化させそうなことどもをできるだけ避けるというのが、採りうる一つの有効な選択であつた

はずである。実際このとき、大会代表の中共黨員も一般の國民黨員同様、大会を「お祭り視して、論争を引き起こしそのような問題を提起することを避けた」<sup>(21)</sup>とされる。くわえて「一大宣言」は「総理が決定した国民党の連ソ、容共の両大原則」を守り、「一大宣言」とりわけその「政綱」を継承しようとするものであるにもかかわらず、その宣言にはいろいろ問題があり、広東でも上海でもその修正がはかられてきて、どれが決定版ともいえないような状況になっていたのである。このような状況のもとで「一大宣言」を「修正改訂することなく」継承していこうとすれば、もつとも問題がないと考えられる部分だけを継承するほかはなかったであろう。以前のどれともちがいが、一全大会の決議ともつとも整合的でない《二大本》が「一大宣言」を「修正改訂することなく」云々といっているのは、実はこのような意味においてのことであって、問題のある部分をみな削除して最大公約数的に共通部分だけをのこした「一大宣言」の《二大本》の登場を見ることになった、と考えられるのである。

## 2 《校正本》について

最後に「一大宣言」の《校正本》について検討をくわえておこう。

《校正本》は、さきにも言及したように、『国父年譜』等によれば《秘書処本》に誤り有りとして、一九二四年四月に中国国民党中央執行委員会が一全大会終了の翌日に正式発表された宣言にもとづいて校正したものとされる。しかし前述したように、一月三十一日に正式発表された宣言文はもちろん、正式発表云々の報道も、管見のかぎりでは当時の史料中にみいだすことはできない。くわえて、かの蔡世棻の「検挙状」が三〇日午前の会議での議決と《秘書処本》の文面を、なにものをも媒介にすることなく直接に比較していることに鑑みれば、その間に別の「宣言」の文案が介在する余地はまずないと考えられる。

一月三十一日正式発表云々とは別に、「校正」についてやや詳細な説明を与えているものに李雲漢がある<sup>(22)</sup>。その要点は、「大会宣言」を校正する任にあった戴季陶と鄒魯が、原文と合わない部分を発見、廖仲愷に問うたところ、それはボロジンがやったというので、かれらはただちにボロジンにその権限はないとして、原文にもどした（鄒魯の回想によっている）；にもかかわらず、

秘書処が刊行した宣言にはなおも改竄された部分があった；そこで四月一四日、蔡世棻が檢舉におよんだ、という。

李雲漢の解釈によれば、《秘書処本》印刷以前に鄒魯等の校正がおこなわれたことになる。しかしそれは当たるまい。さきにも言及した三月三〇日の宣伝部長戴季陶の「国民党の本体、主義、政綱の原則は不変」との、「赤化」非難にたいする反駁の「声明」において、「改竄」をうかがわせる語句がないことに照らせば、それ以前に戴季陶自身が責任を負って校正したものをさらに歪曲した《秘書処本》が流布していたとは考えられない。「赤化」攻撃の焦点となっている「大会宣言」が誤りを含むものであったなら、それに依りながらデマに反駁することはとうていできない相談だからである。《秘書処本》刊行以前に戴季陶のかかわった校正が行なわれたということは、まずないであろう。

では、鄒魯はどうか。国民党史の重要な著述家が党史上の重要事件について回想したことがらなら、かれの党史にかんする著述がそれに見合う内容になっているはずである。そこでかれの著作をみてみると、それに収められた「一大宣言」はこれまた以上と言及した諸本のどれとも違うものなのである。それは、民生主義の説明の部分で「中国為農業的国家」以下の二段落が削除されている点で《秘書処本》とちがいがい（ということは《校正本》におなじく）、政綱が（七十六）条でその条文は《秘書処本》とちがわない（ということは《校正本》におなじでない）ものである。かくては、鄒魯は《秘書処本》の対内政策第八条への追加措置を妥当と認め、民生主義への追加部分だけを不当としていないことになる。したがって、もし鄒魯の回想にいうところとかれの著述行為とが矛盾のないものとすれば、「校正」のための底本（即、正しい宣言）は《秘書処本》から民生主義にかんする問題の部分だけを除いたものということになり、《校正本》はその根拠を失うことになるであろう。ともあれ、鄒魯をもちだすかぎり李雲漢の論旨は通らなくなるが、おそらく鄒魯の回想に問題があるとおもわれる。

しかし、蔡世棻がいうように、《秘書処本》は一月三〇日の決議に照らせば、たしかに「改竄」と指弾されてもしかたのないような問題をふくむものであった。その「改竄」の責任はだれにあったかという点、蔡は改竄者を名指しせず（当時には、はっきりとは分からなかったか、あるいは分かっている名指しを避けたのであろう）、「大会主席団中の人か、あるいは中央執行委

員会委員か」というに止めている。しかし、さきにも触れたように、広東の馮自由や瞿秋白の伝える上海の批判者たちは、<sup>(24)</sup>いずれも改竄者として廖仲愷を名指していた。おそらく、もつとも積極的な合作推進者として反対派から批判的にみられていたうえ、三〇日の追加提案の提案者であった廖が文章化の表立った責任者で、そのため「攻撃」の標的にされたのであろう。のちの研究者である李雲漢は、鄒魯の回想と蔡世棻の検挙状にくわえて、ボロジンが「感化游民土匪及殊遇革命軍人決議案」を強引につくりあげたとの劉蘆隱の指摘をあげ、「廖仲愷に強く迫って」決議案を作らせたことに照らせば、宣言「改竄」の責任がボロジンにあることは明らかだといひ、廖を免罪してボロジンに罪をおしつけている。<sup>(25)</sup>ボロジンがその立場からして宣言の作成に重要な役割をはたしたことに疑問の余地はない。しかし、かれが廖仲愷の意向を押さえこんで「改竄」を強要したとか、逆に廖のような人物がソ連人顧問の意向に盲従したということは、考えにくいことである。さらにいえば、大会決議の範囲をこえた修正は「総理といえどもその権限はない」といひきる蔡の語気にはそれが窺えるのだが、三〇日午前の会議では提案者「総理による文字修正」の権限をふくめて修正追加提案が可決されたのだから、《秘書処本》の「改竄」問題の最終的な責任は総理孫文にあったといわねばならない。《秘書処本》の問題点は、孫文をはじめとする一全大会の国民党指導者にその最終的な責任が帰せられるべきものであつて、そうであつてこそ、一全大会も、また大会宣言もその輝きを増そうというものである。

さて、以上で『国父年譜』のいう「正式発表された」宣言や鄒魯のいう校正のための底本の存在はほぼ否定されたとおもうが、それでもなんらかの方法によつて一九二四年四月に中央執行委員会による校正がおこなわれたと仮定してみよう。そのばあい、以下の諸点が問題にされねばならない。まず第一に、『中国国民党週刊』に公表された一九二四年四月の中央執行委員会の会議録<sup>(26)</sup>にその記録を見いだせないことである。もちろん、会議録にのらなかった議事もありえよう。しかし、正規の記録に載せられていないなら、「校正」をおこなつたのはいかなる性質の中央執行委員会の会議であつたのかについての説明が新たに必要となる。くりかえすが、一九二四年四月校正を主張する側から、なんら根本的な一次史料への言及がなされたことはないのである。

第二に、管見のかぎり、《校正本》と同じ内容の「一大宣言」を収める最初のもの、一九二七年一月中山書局刊行の『中

山全書』再版（未見の初版は一九二六年一月）であり、「中華民國十三年四月中央執行委員會準擬第一次全國代表大會決議案校正本」と明記する刊行年月の明らかかなものは、さきにも触れたが、一九二七年五月新時代教育社刊行の『中国国民党第一次全國代表大會宣言』第十版（未見の初版は同年四月）である。もちろん、初刊の時期の問題は新史料の発見によって容易に早まるであろう。しかし、校正がなされたとされる時から、二年ちかくにわたって大會宣言のような重要文書が公表されないというのは、いささか不自然にすぎるといつてよいだろう。

第三に、『秘書処本』の「改竄」が問題になったあと、第二章の第二、第三節でものべたように、広東でも上海でもそれを修正する動きがみられた。広東での修正の実態は、対内政策が十五条に減らされたということしか分からないが、上海で修正によりつくられたものは、『校正本』とまったくちがう、本稿でいう『上海本』であった。上海で修正にたずさわった中央執行委員のメンバーが共産党に反対、ということは『秘書処本』に批判的な面々であったことを考慮すれば、さきに中執が校正したものとちがうものを別につくるということとは、普通には理解しがたいことである。

第四に、「一大宣言」の「政綱」をそのまま継承するという二全大会の「宣言」にセットのかたちで付された「一大宣言」が、これまた『校正本』とまったくちがう、拙文でいう『二大本』であった。さきに中央執行委員會の正当な校正がなされていたとすれば、その『校正本』を継承してこそ二全大会の正統性が保障されるはずである。しかるに、二全大会がそれを無視したとすれば、その点をめぐる議論があつてしかるべきだと思われるのだが、寡聞にして知らない。

第五に、二全大会が左派と共産党に牛耳られたものだったから問題にするものがなかったとすれば、一九二六年三月末から四月初にかけて開催された西山派の二全大会において同じことが問題にされねばならない。その「大會宣言」の「政綱」、すなわち「西山派政綱」も「一全大会が発表した政策をとくに修正宣布したもの」なのだが、會議記録に見るかぎり、そこでも『校正本』に触れた議論はさきの二全大会同様になかったのである。<sup>(27)</sup>

以上にあげた事実から判断すれば、中央執行委員會によって校正された『校正本』が西山派二全大会以前にすでに存在してい



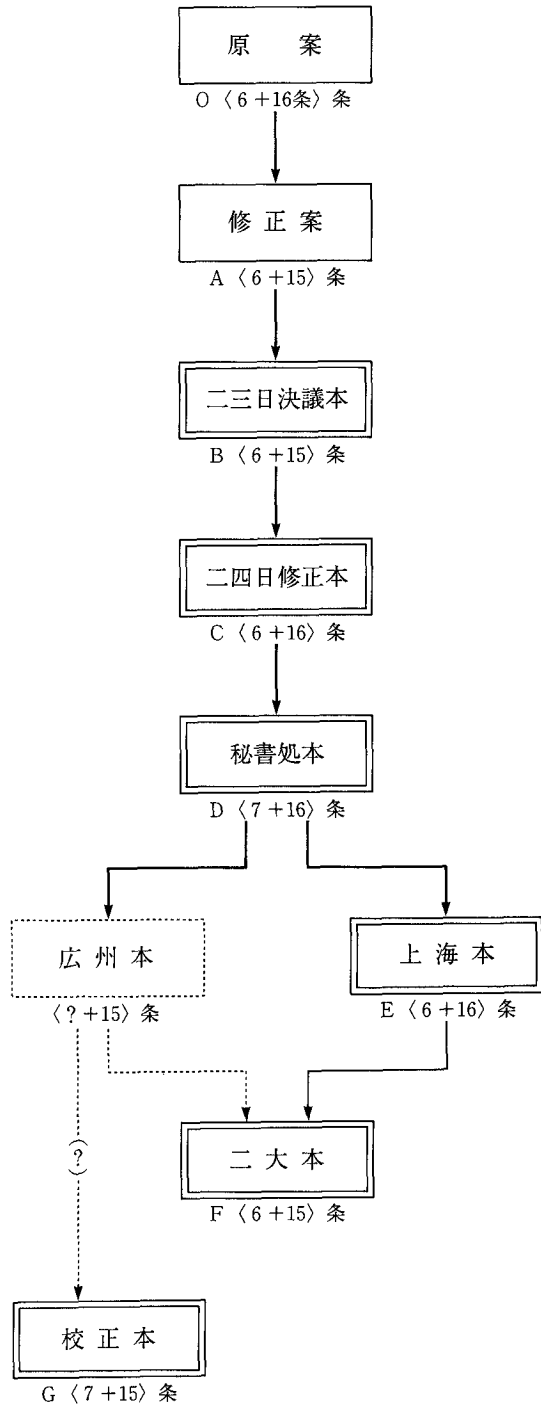
たということとは、まず否定されてよいと考えられる。とすれば、《校正本》が作られたのは、一九二六年一月の二全大会および同四月の西山派二全大会以後のことと考えられねばならないことになる。では正確にいつそれが作られたのかといえば、それは目下のところまだ分からない。ただ、もし一九二六年四月以降に作られたとすれば、そのこと自体、それが作られた理由をかなりの程度、問わず語りに示してくれていると言えそうである。つまり、《校正本》はたんに《秘書処本》を改めようとしただけのものではなく、それにくわえて、二全大会および西山派二全大会をともしに飛びこえて、孫文在世中にただ一度だけ開催された全国代表大会に自分たちの党的正統性（党統）を結びつける必要のあったものたちにとって、どうしても新たに作られねばならないものであったのではないか、ということである。とすれば、いつ、だれによって、どのようにそれが作られたのかはますます興味をそそられる問題となるが、それはこんごの課題とすることにさせていただきます。

## おわりに

革命党にとって大会宣言がいかに重要なものであるかは、贅言を要しまい。ところがなんと、国共合作の出発点をなす国民党の二全大会の宣言は、《秘書処本》登場以後のものだけでも五種（鄒魯のものもふくめれば六種）を数えるのである。それらの「一大宣言」の諸本の系統を、本稿で述べてきたところに従って図示すれば、下図（次頁の図四）のようになる。その要点を、「政綱」の対外、対内政策の条数の変遷とあわせてまとめておこう。

一全大会の一月二〇日の会議に〇（六十六）条の「原案」が提出され、それを宣言審査委員会が修正したA（六十五）条の「修正案」が二一日の会議に提出された。それをさらに修正して二三日の会議で決議された「宣言」がB（六十五）条の《二三日決議本》である。それに二四日の会議での追加修正決議で「考試制度」の一条がくわえられたものがC（六十六）条の《二四日修正本》であり、大会会期中に文案を確定して決議されたのは、これら両本である。

図四 「一大宣言」諸本系統図



ついで、三〇日の会議でなされた追加修正は文案を確定することなく決議され、その修正を取り込んだものとして、大会終了後に「庚子賠款」の一条をくわえたD（七十六）条の《秘書処本》が刊行された。問題をふくむにせよ、これが一大大会での討議、決議をふまえて最終的に作成された「一大宣言」であることは、認められねばならない。しかし、それは「改竄」と批判されても仕方のない追加部分をふくむものであったため、広州でも上海でも《秘書処本》に批判的なものたちによってその修正がはかられ、おそらくは「游民土匪」の一条をけずったと推定される（？+十五）条の「廣州本」、あるいはまた「庚子賠款」の一条をけずったE（六十六）条の《上海本》がつくられたが、それらは、異議申し立ての権利はあるにしてもなんら権限をもたぬ少数者が大会決議事項を削除したという点で、《秘書処本》とは別の、より大きな問題をふくむものであった。

「二大宣言」はその「主義」「政綱」において「一大宣言」を無修正で継承するとされたが、その宣言にあわせ収められた

「一大宣言」、すなわち《一大本》は「庚子賠款」と「游民土匪」の両条をけずったF（六十五）条のものであった。これらの削除は大会の決議をへていないものだから、正しい「一大宣言」とはとうてい言えぬものであったが、合作のもとの諸派の「一大宣言」にたいする最大公約数的な理解、換言すれば、二全大会当時における合作当事者の相互に許容しあえる範囲を示すものとして重要な意味をもつものだったのであって、二全大会で再確定された「一大宣言」との限定をつけるなら、もつとも正統性を主張しうるものとなりえたはずのものであった。

最後に、一九二四年四月に中央執行委員会が校正したとされる、「游民土匪」の条をけずったG（七十五）条の《校正本》が登場するが、これは校正の事実そのものが否定されねばならないものであるうえ「校正」によってなされた削除はやはり大会決議を踏み外したものであったから、一全大会で制定された「一大宣言」とは認めがたいものなのである。

したがって、対外政策への追加決議を対内政策にとりこむ等の問題をかかえているとはいえ、案文の確定権を委ねられた孫文がいったんは認めたものであり、大会決議事項を勝手に削除してはいけないということからして、まずは《秘書処本》を「一大宣言」と認めねばならないであろう。しかし、それには「改竄」と指弾されてもしかたのない問題が含まれていたがゆえに、時と場所をたがえてかくも多様な「一大宣言」が出現せねばならなかったのであって、それらの諸本がそれなりの存在理由をもつものとして歴史の舞台に登場してきたということも同時に認められねばならないのである。

以上に述べてきたのは「一大宣言」の諸本の系統の整理であったが、それらが時と場所をたがえて出現しなければならなかった様子はそれらの印刷、刊行状況にもよく反映されている。〈付表 二〉はこれまでに集めることができた三十点ばかりについての一覧表である。見られるように、それはきわめて顕著な特徴をしめしている。

《秘書処本》は一九二四年二月に刊行されたのち、一九二六年三月まではかなり刊行されているが、二全大会からしばし経つともはや刊行されなくなったかのごとくである。その間、『広州民国日報』や『民国日報』に「広州本」や《上海本》が登場してくる。しかし、同時に両紙には《秘書処本》をもちいたスローガンも掲載されているのであって、《秘書処本》の刊行状況は

そのような併存状況とも照応している。つまり、一全大会から二全大会後にかけての二年あまりの期間、「一大宣言」としては《秘書処本》が通行、流布しているという大状況のもとで、権限をもたぬ少数者の作制した「広州本」や《上海本》が対抗的に存在しているという関係がこの表からは見てとれるといえよう。

二全大会後には、「二大宣言」と「政綱」を共有する「一大宣言」、すなわち《二大本》が刊行されるようになり、《校正本》の登場後にもまだしばらくは並行して刊行されている。一九二八年下半年に南京で刊行されたと思われる「首都各界総理逝世三週年紀念大会宣伝部出版股」の刊行にかかるF7『中国国民党宣言彙刊』<sup>①</sup>が《二大本》を収めているのは、その後記にいうように、中央執行委員会秘書処に整った資料がなく、あれこれのものから掻き集めねばならなかったことによるのであろう。一方、三全大会の「代表選挙法」等を付録することからみて一九二九年三月以前に刊行されたと思われるF8『中国国民党第一、二次全国代表大会暨第二届中央執行委員会第四、五次全体会議宣言及決議案』<sup>②</sup>が《二大本》を収めているのは、あるいは《校正本》に対抗しようとしてのことであつたかもしれない。

《校正本》は一九二六年末のころに刊行されはじめ、二七年にはかなりの優勢な地歩を築いたかのごとくである。この表には掲げなかったが、三〇年代以降には「一大宣言」といえば主としてこれを指すようになり、やがてこれが一全大会で制定された「一大宣言」との位置をしめるにいたるのである。<sup>③</sup>

これを要するに、それぞれの時期に、それぞれのグループが自分たちにとつてもっとも適切と判断される「宣言」をつくり、それをかかけてそとにむかつては国民革命の実践のための旗印とし、うちに向かつては内部闘争の立脚点としていたのである。したがって、一全大会後のそれぞれの時期にしかじかの問題をふくむ「一大宣言」が通行したというのが歴史の実態であり、そのような不確定要素をはらみながら展開されたのが第一次国共合作の現実の姿なのであつた。国民革命は、そのような歴史的條件のもとにおいて展開されたのである。国共合作の象徴にしてかつ最低限綱領でもあつた「一大宣言」がこのように輪郭の不透明なあつかいしか受けなかつたということのうちに、第一次国共合作の内実の一側面が端的に投影されていたのであつて、《秘

書処本》にせよ《校正本》にせよ、どれか一つだけをとりだして該時期をつらぬく「一大宣言」と見做すことは、歴史の実相を見誤ることになると言わねばならない。

## 注

はじめに

- (1) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」(一九二四年一月三日)、広東省社会科学歴史研究所等編『孫中山全集』第九卷(北京 中華書局、一九八六年四月)一一四頁。
- (2) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」(一九二四年一月三日)、中国国民党中央委员会党史委员会編『国父全集』第一冊(台北 中央文物供应社、一九七三年六月)八七七頁。
- (3) 『中国国民党第一次全国代表大会宣言』(新時代教育社、一九二七年五月)は、「中華民國十三年四月中央執行委員会準拠第一次全国代表大会決議案校正本」と断り書きを付しており、管見のかぎり刊行年月の明らかな単行本中もつとも時期の早いものである。
- (4) 羅家倫主編、黄季陸・秦孝儀増訂『国父年譜』(台北 中央文物供应社、一九八五年一月第三次増訂)の一月三十一日の条には「第一次全国代表大会宣言正式発表」とあって、二三日に大会を通じた宣言がこの日に正式に発表されたとの説明が、典拠をしめすことなく付されている。一月二三日の条には「代表大会通過宣言、云々」とあって、宣言作成過程での反帝綱領をめぐる論争にふれ、反帝綱領は三〇日の会議で通過して「対外政策」中に加えられた、と説明する(論争にかかわる注として『国父年譜』第二次増訂本(一九六九年)では黄季陸「初生之犢不畏虎」(第一章注7所掲)を典拠として、注にあげているが、第三次増訂本では、説明の文章は一字一句かわらないのに、その注を削っている)。そして三〇日の条では「代表大会通過政綱之対外政策、云々」とあって、廖仲愷の提案した三項(第一章第三節参照)を

「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

対外政策に取り込んだことを説明する。つまり、二三日決議に三〇日修正をくわえたものが三十一日に正式発表された、との仕組みになっているのである。

- (5) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」(一九二四年八月二十九日)、胡漢民編『總理全集』第二集(上海 民智書局、一九三〇年八月再版)三九頁；ただし、「政綱」は第一集下冊「方略」に分載。これは日付を誤っているが、「対広州罷市事件宣言」を第三節に混入したさいにその日付が表題部にとられたという編集上の単純ミスである。
- (6) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」(一九二四年一月三日)、『孫中山選集』第一版(北京 人民出版社、一九五六年一月)五二〇頁。
- (7) 榮孟源「中国国民党第一次全国代表大会宣言の真偽」、『辛亥革命史叢刊』一、一九八〇年九月；『歴史筆記』(北京 中国社会科学出版社、一九八三年四月)。
- (8) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」(一九二四年一月三日)、『孫中山選集』第二版(北京 人民出版社、一九八一年一月)五八六頁。

## 第一章

- (1) 「中国国民党宣言」(一九二三年一月一日)、『孫中山全集』第七卷(一九八五年一月)一頁。以下、孫文の關係文書は、とくに問題のないかぎり、この全集による。

(2) 陳独秀が「国民党改進黨案起草委員」に任命されるのは一九二二年九月六日のことであるが、陳のその前後の言動については、唐宝林・林

茂生『陳独秀年譜』(上海人民出版社、一九八八年二月)を参照。  
 『鮑羅廷在中国的有関資料』(北京 中国社会科学出版社、一九八三年六月)二九二頁。

(3) 『中国国民党八十年大事年表』(台北 中国国民党中央委員会党史委員会、一九七四年八月)一五九頁。また同種のものとして、李松林・育福麟等編『中国国民党大事記』(北京 解放军出版社、一九八八年八月)。以下機構、委員については、とくに断らないかぎりこれらによる。

(4) ミロヴィツカヤ「ミハイル・ポロジン」、毛利和子・本庄比佐子訳『中国革命とソ連の顧問たち』(東京 日本国際問題研究所、一九七七年三月)五六頁。

(5) カルトウノヴァ「コミンテルンと国民党改組問題」、国際労働運動研究所編、国際関係研究所訳『コミンテルンと東方』(東京 協同産業KK出版部、一九七一年五月)二六〇頁。顧問任命については、カルトウノヴァ論文には「一〇月一八日、孫逸仙はポロジンを顧問および改組問題監査に任命する信任状に署名した」(同上二五七頁)とあり、『中国国民党八十年大事年表』には、正式任命は二月二二日、とある。

(6) 『国民党週刊』第一期(一九二三年一月二五日)；第九期より『中国国民党週刊』と改題。これは、『嚮導週報』(東京 大安、一九六三年影印版)第四八期(一九三三年二月二日)、『民国日報』(北京 人民出版社、一九八一年影印版)一九二四年一月一日にも掲載されている。『民国日報』所掲の「党綱草案」等により、橋樑(朴庵)が「孫文の赤化」(『京津日日新聞』)に発表。山本秀夫編「橋樑と中国」(東京 勁草書房、一九九〇年五月、所収)と題して「孫」(文)氏の思想及び国民党の理論的本質」を詳細に評論している(山室信一氏指教)。

(7) 「党綱」ないし「政綱」の語は、当時から混乱して用いられているが、ごく大雑把にいうと、党綱の方がより上位の概念として用いら

れている。たとえば、臨時中央執行委員会第一一二次會議記録の一条に「三、党綱説明(政綱付)」(『国民党週刊』第二期、一九二三年二月二日)とあるのは、のちの「宣言」の国民党の「主義」と「政綱」にあたる。ただし「中国共産党中国社会主义青年团中央局對於国民党全国大会意見」(注10参照)のように逆転しているものがないではない。主義、政綱、政策等のタームの混用については、黄季陸も論じている(「初生之積不畏虎」、『伝記文学』第四卷第四期、一九六四年四月)。

(8) 「呈孫総理書」、鄧沢如遺著『中国国民党二十年史蹟』(上海 正中書局、一九四八年)三〇〇—三〇四頁。

(9) 表向きの、といったのは、「マーリングのコミンテルンとプロフィントネルンへの報告」(一九二三年五月一四日)で、「すでに三月に、陳独秀同志は広東におもむき、孫逸仙と直接の連絡をつけた……われわれは陳独秀とともに国民党改組計画を作成し、孫および若干の指導的国民党員とともに討議した」(カルトウノヴァ前掲論文、「コミンテルンと東方」二五六頁)といっているように、実際にはかれも関わっていたからである。当時の陳独秀の立場からして、かれぬきの合作の推進は考えられないが、前注の「呈孫総理書」にも共産党員范体仁の国会議員徐清和につげた言として引用するように、広東での陳の評判悪きたため譚平山を表にたてたことは、戦術的なレヴェルのこととしてありうる。

(10) 「中国共産党中国社会主义青年团中央局對於国民党全国大会意見」、中央檔案館編『中共中央文件選集』第一冊(北京 中共中央党校出版社、一九八九年八月)二二六頁。「節録党綱」の第一条は「一切の不平等条約(租界、領事裁判権、治外法権のごとき)を取り消す」であり、第二条は「厘金および協定関税を廃止し、中国が自ら海関税則を定めねばならない」とあって、さきの鄧沢如のいわゆる「陰謀」云々の言い方にはほぼ対応しているといえる。また、とくにその第五条「関税を自ら管理し、『産業』保護政策を実行したのち、政府および工業

階級は游民土匪を安置し、社会に有益な労働に尽力させる」とあるのは、のちに喧々諤々の議論をよぶ『秘書処本』対内政策第八条との関連において注意されるべきである。なおこの「意見」中に、「政綱の議案にたいし、われわれはコミンテルン代表の八条意見を擁護せねばならない」とあるが、それは、「共産国際執行委員会主席団關於中国民族解放運動和国民党問題的決議」(『共産国際有關中国革命的文献資料』第一輯、北京 中国社会科学出版社、一九八一年三月、八一頁)である。黄彦がこの決議を「一大宣言」の「藍本」というように(『中国国民党』「一大」宣言の若干の問題について)、孫中山和他的時代」北京 中華書局、一九八九年一〇月、二二五頁；初出は『中国社会科学』一九八七年第四期、加筆あり)、『国民党週刊』の「党綱草案」にない天賦人權説の否定等、それを擁護し取り込んだ痕跡はかなり「一大宣言」中にみえる。

(11) 黄彦前注所掲論文。チェレパノフの記述(切列潘諾夫「中国国民党命軍的北伐」北京 中国社会科学出版社、一九八一年五月)等、ロシア側の資料に多くよっている。

(12) 『中国国民党第一次全国代表大会紀事録』(一九三〇年)巻末には一九六名の代表名が議席配置図とともに掲げられている。いまはとりあえずその人数をあげたが、余齊昭「国民党第一次全国代表大会期間若干史実考」(『中山大学學報』一九八四年第一期)は、代表以外の議長団メンバー胡漢民、林森、汪精衛、大会秘書長劉芷芬等をくわえて少なくとも二〇一名という。代表問題は、人数のみならず、選出方法、資格等、検討すべき問題がきわめておおい。

(13) 『中国国民党全国代表大会會議録』(刊行年等不記)；同、『廣東文史資料』第四二輯、一九八四年七月、三二八三頁；同、中国第二歴史檔案館編『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料』(江蘇古籍出版社、一九八六年九月)三二七九頁。以下、大会にかかわる叙述は断りのないかぎりこれにより、各會議録のページ数がそう多くはないので、その号数で示す。

「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

(14) 「国民党大会宣言」(広東特電二十日発)／国民政府組織案可決、注目すべき対外対内政策、「大阪朝日新聞」一九二四年一月二三日。ほかに、「夕刊東京朝日新聞」一月二四日も同じ記事を載せ、朝鮮の「東亜日報」一月二五日も「広東二十一日発」として同じ内容の「対内対外政策」を載せている(森悦子氏示教)。

(15) 「廣州特約通信：国民党全国代表大会的真精神」、「民国日報」一九二四年一月三二日；「国民党全国代表大会紀」三二、同一九二四年一月二九日。

(16) 「国民党宣言書」、「晨報」(北京 人民出版社、一九八〇年影印版)一九二四年二月四日。これを第一次修正案と判断するのは、前段で述べた審査結果に対応することのほかに、もう一つ、『廣州民国日報』の誤報問題が傍証となる。「廣州民国日報」(北京 人民出版社、一九八五年影印版)一月二五、二六日付にも「覚悟通信社」の配信稿を使った「宣言」が掲載されるが、それはごくわずかの文字の異同を除けば「晨報」と同じもので、第三節の第一項「総綱」までで打ち切られる。掲載中止の理由は、「大会の修正を経るまえの『草案文字』、つまり議決されたものでないというにある。二八日の「覚悟通信社之解釈」によれば、本社「全大会宣言の送稿は「第一次修正案を底本とした；二日、宣言審査委員が第一次修正案を大会に報告したとき、討論の結果、宣言の中の民生主義の一項につき問題がだされ、宣言を再度審査に付することになった；二日に、第二次審査報告があり、民生主義の一項にたいしては修正がなされ、全文にたいしても語句の修飾がなされた；満場一致の表決を経ていたので、発表しても問題はない；本社の原稿は宣読のさいに第二次修正案によって直したもので、だいたい正しい」という。しかし、下文に明らかのように、第三節に「総綱」をふくむものは「満場一致の表決を経た」宣言ではないのである。『廣州民国日報』の掲載中止措置が正しかったのである。

「中国国民党全国代表大会宣言」、「嚮導週報」第五三・五四期(一九二四年二月二〇日)。これも「晨報」同様、第三節に「総綱」等の四

項をふくんだ「修正案」である。ただ、異なる箇所が三点あり、それらの点は下文の『民国日報』の「宣言」と一致するので、より決議案にちかいかい修正までふくんだものとなっている。また、上海の『時報』一九二四年二月八日以下、天津の『大公報』二月一日以下にも掲載されているが、両者とも途中までである。

- (17) 建国大綱は、「A」一九二四年一月一日書（『国父年譜』巻頭写真）；「B」一九二四年四月二日書（『国父全集』第一冊、七五一頁）；『民国日報』一九二五年四月二日）があり、他に、「C」一九二四年一月馮玉祥に与えたもの（『馮玉祥選集』三三〇頁、『歴史与檔案』総第一七期、五頁）もある。『孫中山全集』第九巻がBをとって、一九二四年一月二三日に掛ける（一二七頁）のは、検討の要があると思われる。

- (18) 「総理在全国大会關於民生主義之演詞」、「中国国民党週刊」第一期（一九二四年三月二日）。ここで孫文が用いている共産主義の語はレーニンのポリシエヴィズムを指すが、もともとマルクス主義は集産主義中の一派とされていたので、図一では補足的にそれを書き込んだのである（のちの印刷物では共産主義と集産主義を同じ大きさに描いているが、この図はより正確に孫文の意識を反映している）。

余談だが、二〇日午後の第二演説（『孫中山全集』第九巻、九九頁）を華僑むけに粵語で繰り返している（『国民党代表兩次會議紀』、『申報』一九二四年一月二八日）ことからして、この演説も二回くりかえされたかもしれない。審査報告に戴季陶と胡漢民の二人が報告したのも、「国語」と「粵語」で演説するためであった（『国民党代表大會紀』、『申報』一九二四年一月二九日）。

- (19) 「中国国民党全国代表大会會議録」第四号。

(20) 第二次審査でもっとも激しく論争されたのは、租界回収等の反帝問題と民生主義中の「土地農有」問題であり、前者についての黄季陸と李大釗の対立を胡漢民が折衷し、反帝の政綱を抽象的にすることにより、大会で通過させた、という。（黄季陸本章注7所掲論文）

- (21) 「中国国民党之政綱」、「民国日報」一月三十一日；「中国国民党全国代表大会宣言」、同二月八日。一週間の間隔があるのは、春節の休刊のためである。

(22) これらの三点は、修正案である『嚮導週報』の「宣言」でも『民国日報』と同じものに改まっている。「晨報」にくらべて『嚮導』のものがより決議案にちかづいているわけである。ところで、前二点はその諸本すべてに受け継がれているので問題はないものの、第二節末の中文約二二〇字の欠落は問題である。修正案の段階の報道にも欠落したものがあつたという事は、その部分を削除して決議がなされた可能性をのこす。しかし、前後すべての宣言にあり、しかも問題になる内容をなら含まない部分なので、いまは簡単に、送信段階での電文脱落あるいは印刷段階での『民国日報』のミスと考えておく。

- (23) 黄季陸「劃時代的民国十三年」（台北 国史館、一九七八年六月三版）八一—三頁。

(24) 「広州特約通信」、「民国日報」一九二四年一月三二日。チェレパノフは、ポロジンのメモによって、宣言作成過程で孫文が動揺し、「宣言」を「建国大綱」「政府綱領」で代替しようとしたというが（『中国国民革命軍の北伐』七〇頁）、それは修正段階での「建国大綱」の取捨と混同されているかもしれない。いま目にしうる資料からみるなら、孫文が「宣言」制定に躊躇したとは考えにくいからである。

(25) 『革命文獻』第六九輯の「中国国民党第一次全国代表大会宣言」中に付された挿図（九二頁の後）。委任した代表名が意図的に切り取られていること、バックに配された「宣言」が『校正本』ではなく対内政策十六条のもの（おそらくは『秘書処本』系統のパンフ）であることに、興味がひかれる。

- (26) 日本の新聞報道（本章注14所掲）が見つかったのはじめてこの「さき」に削除した第五条「云々」を理解することができた。

(27) 「中国国民党全国代表大会特号」第二特号、一九二四年一月三三日。

- (28) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」（東洋文庫蔵）。



(29) 「中国国民党総章」、「中国国民党週刊」第九期（一九二四年二月二四日）。第二四条には、中央執行委員会の議決にたいする総理の最終決定権も規定されている。

(30) 二四日午後の会議の韓麟符の提案にかかる「北方軍閥所轄各自治区之党务進行、応否許黨員對於本党章程有伸縮」案をめぐる江偉藩の「宣言政綱と章程は剛性のもので、いったん通過したからには絶対に遵守し、すこしも変えてはならない」との発言も、決議にたいする同様の認識をしめしている。（『中国国民党全国代表大会會議録』第一〇号）

(31) 『孫中山全集』第九卷、一七五頁には収めるが、『国父全集』（一九七三年版）には未収、同（一九八九年版）第二冊、五九六頁に収める。

(32) 今日からみればとくに問題にするに当たらないこの中央執行委員会の制度も、当時にあつてはまったく斬新な注目すべきものと見做されたのであつて、日本の駐広東総領事はこう報告している：「中央執行委員会ノ制度ハ言フ迄モ無ク労働露西亞ノ制度ヲ模倣シ、大会宣言中ニ謂フ国民党本位ノ政府ヲ樹立シテ、所謂政府ノ革命ヲ行ハンガ爲ニ按出セラレタルモノニシテ、其ノ主眼トスル所ハ、国家ノ重要ナル職務ヲ本委員会ニ於テ決定シ、従来ノ行政機関之ガ執行ニ当ラシメムトスルニ在リ」（外交史料館保存文書、一六一四二三四〇、一九二四年二月一三日、天羽広東総領事より松井外務大臣宛「国民党全国代表大会會議ニ関スル件」）。革命ロシアと同様の組織ということは、同様の政治目標をもつ危険な存在と考えられたわけである。

(33) 本章注29所掲。

(34) 張国燾『我的回憶』（明報月刊）三二七頁。

(35) 「北京代表李大釗意見書」、「李大釗選集」下冊（北京 人民出版社、一九八四年）七〇三頁。『革命文獻』第九輯総一二四七頁以下に「親筆原件」が収められている。フラク責任者については、張国燾『我的回憶』三一五頁。

(36) 二全大会直前の共産党「中央通告第六十七号」に、共産党員の「跨

「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

「党」は一全大会で孫総理が許可したもの、「反動派の馮自由は当時、大会会場で『奉旨跨党』と誇った」とある（『中共中央文件選集』第一冊、五三三頁）。

## 第二章

(1) 「復留俄同志函」（一九二四年二月六日）、『孫中山全集』第九卷、四三四頁。

(2) 「陳独秀致吳廷康的信」（一九二二年四月六日）、『中共中央文件選集』第一卷、三一頁。

(3) 「同志們在国民党工作及態度決議案」（一九二四年二月）、『中共中央文件選集』第一卷、二二三、二三四頁。

(4) 但一論文はよほど注目をあびたようで、『民国日報』以外でも広州で刊行されていた『中国国民党週刊』第一三、第一四期（一九二四年三月二三日、三〇日）の「党内外言論介紹与批評」欄に、「これには研究に値するいくつかの意見が含まれている……全国の人士がこれより本党の政綱を研究してくれるよう希望する」との記者按語を付して転載されている。

(5) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」（東洋文庫蔵）。

(6) 全国政協文史資料研究委員会等編『孫中山先生画冊』（中国文史出版社、一九八六年九月）第五六二図。陳旭麓等主編『孫中山集外集』（上海人民出版社、一九九〇年七月）五四七頁；『国父全集』第一冊、八八九頁。

(7) 「国民党大会紀発刊」、「民国日報」一九二四年三月九日。

(8) 「はじめに」注7所掲の榮孟源論文は、これをも『秘書処本』こそ真の「一大宣言」との論拠とするが、「審定」云々の語からすれば、検討の余地のあるものである。

(9) 「致全党同志書」（一九二四年三月二日）、『孫中山全集』第九卷、五四〇頁。「中央執行委員会宣伝部闢謠」、「中国国民党週刊」第一四期；このときの宣伝部長は戴季陶。のものでは、「広東省長廖仲愷

布告、対謠言政府実行共産者、嚴懲不貸」(『中華民國史事紀要』台北中央文物供應社、一九二四年九月一日日条)。孫文のは党内向けの説明で、基本線は同じだが、載のものは詳細をきわめる。また、王恒の談話「国民党改組前途之傾向」(『晨報』一九二四年二月一日)では、「国民党はいま改組せねばならない；国民党はこれまで一本部いがいなんらの地方組織ももっていなかった；このたびの改組の重要な意義は、中央と地方および行政と立法の職権の配分、三民主義を短期間に順を追って全国に普及することにあるのであって、けつして噂されるように国民党を赤化しようとするものではない；ゆえにこのたびの改組は、国民党の赤化というより、ソヴェエトの黄化というほうが当たっている」という。

(10) 「赤化」のデマについて具体例を一つだけ、日本の広東総領事の報告からあげよう。それは、大会で選ばれた中央執行委員の顔触れの色分けなのだが、中執二四名中「胡漢民、汪精衛、譚平山、李守常、于樹德、王法勤、恩克巴圖、廖仲愷、戴季陶、葉楚傖、鄒魯、張靜江、丁惟汾、覃振ノ十四名ハ実ニ共産黨員」であつて、同候補「十七名中亦共産党ハ十二名ノ多数」を占めている、というものである。(外交史料館保存文書、一六一四三三四〇、一九二四年五月一〇日、天羽広東総領事より松井外務大臣宛「所謂『広東ノ赤化』ニ関スル件」)。天羽はこの情報を誇大と判断して若干の注釈をくわえている。その誇大との判断は正しいのだが、その注釈で中執として、胡、汪、葉、丁、覃等を「共産黨員ト見做サルルモノアリ」とし、同候補として「或者ハ其内沈定一、毛沢東、瞿秋白、張國燾、韓麟符ノミヲ共産黨員ニ数ウ」という。これも誇大、不正確なものでしかないが、その二重、三重の不正確さが外部から見た国民党の輪郭を映しだしていて興味深い。それにしてもこれはひどすぎるが、当時にはおおよそこんな感じで攻撃がくわえられたらしいことは、上海で出された『共産亡国』(公民叢書社、一九二四年二月再版)なる小冊子に、中執二四名中「共産党計十二名」として上記一四名のうちの丁、覃以外の二二名が挙げら

れていることから、おおよその察しはつく。実際には、中執で譚、李、于の三人、同候補で上記の沈、毛、瞿、韓、張と、林祖涵、于方舟の七人である(李雲漢『從容共到清党』台湾商務印書館、一九六六年五月、二六七頁)。なお、一大代表中の共産黨員を、第一章注12所掲の余齊昭論文は三名とするが、李加福「国民党」一大「代表中有二十四名共産黨員」(『中山大学學報』一九八五年第一期)はさらに一名を発掘している。

(11) 「上中山先生查辦竄改大会宣言之不法分子文」、李雲漢『從容共到清党』二六五、三三九頁。日付は『中華民國史事紀要』一九二四年四月一三日条による。

(12) 左、右派の分類は合作成立当初からあり、一九二四年五月の「共産党在国民党内的工作問題議決案」(『中共中央文件選集』第一卷、二二〇頁)では、国民党内部に「工業および農業の有産階級」と「労働平民」の利益を代表する二つの勢力があり、共産党は「孫中山およびいま大会で通過した『宣言』中の政綱を実行しようとしている一派の側になつた」こと、「国民党の左派とは実は孫中山およびその一派とわれらの同志——われらの同志がこの派の基本隊伍」であつて、「いわゆる国民党の左右両派の争いとは、実はわれわれと国民党右派の争い」であるという。七月二一日の「中央通告第十五号」(同二八二頁)ではこういう：「わが党の拡大執行委員会のと、国民党の大部分の黨員のわれわれにたいする陰に陽にの攻撃排斥は、日増しに激しくなつてきている；われわれ急進分子を排除して列強および軍閥の国民党にたいする圧力を緩和しようとしてのことである；いま孫中山、廖仲愷等、ごく一部の国民党領袖はなおもわれわれと分裂する決心をいだいていないが、しかしまたかれらもけつして右派分子に罪を得たくはないので、秋に中央執行委員会全体会議を召集してわれわれとの関係を解決しようとしている；」「中ソ協定反対」等が右派の重要な過ちである、と。中派の範疇が明確に提起されたのは、同年九月の「中共中央、青年団中央關於民校工作合作辦法」(同二九七頁)においてであ

って、共産党に同調するものを左派、胡漢民等の中派、孫科から葉楚  
槍までを右派、と規定している。これは孫文を中間的立場とみている  
ことを示しており、また一月の「中央通告第××号」（同三〇一  
頁）で「北上宣言」を「純粹に中派觀念を代表するもの」というが、  
これをめぐって共産党の側で多くの問題が発生することは、別に論じ  
られるべきであろう。

(13) 「与日人某君的談話」（一九二四年二月）、『孫中山全集』第九卷、五  
三六頁。

(14) 「致孫中山先生函」（一九二四年七月一日）、『歴史与檔案』一九八  
六年第一期。また、ややのちのこととして、孫文が馮自由等を除名し  
ようとしたこともあったという（『中国国民党第一、二次全国代表大  
会會議史料』二九二頁）。

(15) 本章注10所掲天羽広東總領事報告。

(16) 「致国民党中央執行委員会函」（一九二四年三月一日）、『孫中山全  
集』第九卷、五三八頁。

(17) この一句で、当時の知識人、とりわけ戊戌維新、辛亥革命にかかわ  
った当時の知識人は、康有為の政論集の題目『不幸而言中、不聽則國  
亡』（長興書局、一九一八年）を思い浮べ、孫文を清帝に、国民党を  
清朝に、ダブラせてイメージしたはずである。

(18) 馮自由はその後、孫文逝去直前に江偉藩、馬素等と国民党同志俱樂  
部を組織して分派活動に走り、一九二五年四月二日の中執第七二次会  
議で江、馬とともに除名された（『中央執行委員会之通告第二三八号』、  
『党声週刊』第六二期、『広州民国日報』一九二五年五月四日副刊）。

(19) 「中央監察委員会彈劾共産党原案」、鄧沢如遺著『中国国民党二十年  
史蹟』三二四—三三三頁。

(20) 『邵元冲日記』（上海人民出版社、一九九〇年一〇月）一七頁。

(21) 『邵元冲日記』二〇頁。「中央執行委員会第四十次會議録」、『中国国  
民党週刊』第三〇期（一九二四年七月二〇日）；出席者は胡漢民、鄒  
魯、汪精衛、張繼、林祖涵、邵元冲、楊友棠、林森、柏文蔚、廖仲愷

「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

譚平山、彭素民、宣言起草委員は汪と鄒。

(22) 「中央執行委員会宣言」、『中国国民党週刊』第三〇期。日付は「中  
華民国史事紀要」一九二四年七月七日条による。

(23) もとの配置は、『中国国民党週刊』第九期にみえる。鄒魯『中国国  
民党史稿』（一冊本）（台湾商務印書館、一九六五年一〇月台一版）四  
〇〇頁に、一九二五年五月の三中全会までのメンバーをあげるが、戴  
季陶は六月一九日に離広（『邵元冲日記』）。

(24) 『邵元冲日記』二八頁。

(25) 李雲漢「從容共到清党」三二四—三三〇頁。のち、一〇月一七日に  
張繼は離党を申請している（同三三七頁）。

(26) 「中央執行委員会第五十三次會議録」、『中国国民党週刊』第三九期  
（一九二四年九月二一日）。

(27) 「接受總理遺囑宣言」、『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史  
料』一一〇頁。

(28) 吉皆「労働運動与国民党」、『広州民国日報』一九二四年五月一日。  
この号は一〇日遅れの「労働号」。「」内の六字はないが、たんなる  
脱落だろう。

(29) 字木（陳字木）「国民党与中国工人」、『広州民国日報』一九二五年  
五月一日。陳字木については、漢雲「陳字木榮枯録」（『現代史料』第  
二集、海天出版社、一九三四年三月、二四八頁）参照。

(30) 「実行国民党三民主義宣言」、『陸海軍大元帥大本營公報』第一四号  
（台北 中央文物供應社、一九六九年一〇月）；『南方政府公報』河北  
人民出版社、一九八七年二月、所収。「革命政府之重要宣言」、『広  
州民国日報』一九二五年五月一六日。胡漢民の肩書は「大本營總參議  
代行大元帥職權兼廣東省長」である。

(31) 『広州民国日報』の復刻本は一月三日から一九二五年三月二三  
日の間を欠いている。二番目のものは、最後の一句がないときもある。  
三月二四日から五月七日までは、孫文を讃え、国民革命を進めようと  
の三条のスローガンが掲げられ、五月九日から一九二六年一〇月まで

は、「国民党之民生主義、其最要原則不外二者、一曰節制資本、二曰平均地権（国民党第一次大会宣言）」の一条と対外政策第一条、対内政策第三条の三つが掲げられる。一一、一二月は欠けているので分らないが、一九二七年一月にはなくなっている。

(32) 「中央党部第一次会議録」、「中国国民党週刊」第九期。

(33) 穏健派としては、張繼のほか、葉楚傖、邵元冲、沈定一、茅祖權、吳稚暉、謝持を、急進派としては、毛沢東、瞿秋白を数えることができよう。急進派の数はすくないが、組織部、宣伝部等の秘書、各種委員会の委員等、実質的に仕事をすすめる職務に任じたことは、任武雄「第一次国共合作時期の国民党上海執行部」（『上海文史資料』第四五期）参照。

(34) 「請看上海民国日報」、「中国国民党週刊」第三期（一九二四年六月一日）。翠棗「關於葉楚傖」、「現代史料」第二集、二〇六頁。

(35) 「致鮑羅廷信」、「瞿秋白文集 政治理論編」第二冊（北京 人民出版社、一九八八年八月）五二〇頁。（江田憲治氏示教）

(36) 玄廬（沈定一）「在時局變動的機會上国民应有的要求」、「民国日報」一九二四年一〇月二六日。

(37) 張国燾「我的回憶」三三二頁。李雲漢によれば、沈の共産党脱党表明は、七月五日という（『從容共到清党』四一〇頁）。

(38) 「決議案」、「中国国民党全国代表大会紀事録」三三三頁。その表題は「1、組織国民政府之必要提案；2、紀律問題案；3、海關問題案；4、製定党歌案；5、讒恤黄花崗七十二烈士遺族案；6、建築黄花崗七十二烈士紀念碑案；7、建築陸皓東大会堂案；8、上海香港廣州設立海外同志招待所案；9、建築上海党所案」4以下は表題のみ。ここでは、「提案」と「案」が混用されているが、本章注40所掲の諸書等では、「決議案」と「議決案」とが混用されている。本稿では、引用のばあいをのぞき、決議案をもちいる。

(39) 「中央党部第二次會議録」、「中国国民党週刊」第九期。榮孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』（北京 光明日報出版社、

一九八五年一〇月）六六頁に、のちの編纂物によった同一資料が収められている。

(40) 〈付表二〉備考欄にあげる、F2、F4、F5、F6、G3に、セットで収められている。F4だけは、「議決案」の語を用いている。

(41) 一九二四年九月三日から一月三〇日の間は、影印本では、装丁の関係で版芯側を確認できない。

(42) 条数は逆に誤植されているが、翌日には正されている。

(43) 『国民革命与中国国民党』（上海 季陶辦事処、一九二五年七月序）。

(44) 『反戴季陶的国民革命觀』一（廣州 嚮導週報社、一九二五年九月初版）。瞿秋白の「中国国民革命与戴季陶主義」、陳独秀の「給戴季陶的一封信」を収める。

### 第三章

(1) 「中国国民党第二次全国代表大会會議記録」、「中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料」一六四—四三二頁。より根本的な資料として、速記科編『中国国民党第二次全国代表大会會議記録』（中国国民党中央執行委員会、一九二六年四月）があり、両者は一部その内容にすることが、便宜上前者により、それにならないものは後者による。

(2) 『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料』一七〇、二〇四、二五三、二八三頁。

(3) 「中国国民党第二次全国代表大会宣言」、「中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料」四三三—二頁。この「二大宣言」の過半を占める「世界之現状」は「一大宣言」にないものであるが、張国燾によれば、大会前日にモスクワからとどいた「帝國主義反対の大議論」の電報を取り込んだものだという（『我的回憶』四七九頁）。

(4) 「汪精衛先生致閉會詞」、「中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料」四一九頁。

(5) 「第一次全国代表大会經過概略」、「中国国民党第二次全国代表大会宣言及議決案 附 中国国民党第二次全国代表大会經過概略、中国国民

民党第一次全国代表大会宣言」(中央執行委員会、一九二六年四月) 一一四頁。

(6) 「高語罕同志演説」、『中国国民党第一、二次全国代表大会会議史料』四二五頁。また、中央党部挙行紀念週での吳玉章報告にも、「完全接受第一次大会所定之政綱」の項で「ついにいまだその百分の一を履行せず」といつている(同本章注5、一一四頁)。

(7) 「中国国民党第二次全国代表大会宣言」、本章注5所掲本所収。

(8) 『中国国民党重要宣言訓令集 十三年一月起十四年十二月止』; 「中国国民党陸軍軍官学校政治部輯印、十四年十二月」と表紙にあり、巻末に「二大宣言」制定時にまだ印刷しおわってなかったもので、それを「特に付入した」との「編者誌」がある。陸軍軍官学校の名称は、二六年三月以降は用いられないであろうから、同書は二月中の刊か。

「国民革命軍総司令部政治部組織大綱」第六条(「革命文献」第二〇輯、総一六四五頁)に政治部内に「編審委員会」をもうけてしかるべく書籍を刊行すると規定されている。

(9) それらのなかには、『中国国民党／政綱要覽』(F6)のように、「二大宣言」のなかから「政綱」をはずして別に立てているものもある。

(10) 「婦女運動決議案」、「中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料」三四二頁。

(11) 「關於農民運動決議案」、「中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料」三六八頁。

(12) 「改良士兵經濟生活提案」、「中国国民党第二次全国代表大会會議記録」一七三—一七四頁。この提案は、『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料』の二大會議記録目次(一六九頁)に題目を挙げるが、本文の該当箇所には収めない。たんなるミスではなさそうであるが、その理由は未詳。ただ『廣州民国日報』一九二六年一月二十七日に「第二次全国代表大会全体通過之改良士兵經濟生活提案」として大きく報道されていることからして、大会で決議されたことは間違いないであろう。

「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

その提議人は、蔣中正(校長)、汪兆銘(党代表)、邵力子(校長升公室秘書長)、袁同疇(特別党部常務委員)をはじめ、沈応時、錢大鈞、繆斌、蔣光雲、賀衷寒、倪弼、包惠僧、惠東昇、王懋功、曾拔情、楊引之、蔣鼎文の十二人、みな黄埔軍校関係者である(役職は、湖南省檔案館校編『黄埔軍校同學録』湖南人民出版社、一九八九年七月、による)。

(13) 李雲漢「從容共到清党」四一五頁。

(14) 『邵元冲日記』一九二—一九九、二〇七、二一四、二一九頁; 解雇された共産分子が給料の未払い分を要求したが、二月三日の条にみえる。二月二日のことは、『中国国民党八十年大事年表』による。

(15) 『邵元冲日記』二二三、二二四頁。

(16) 張國燾『我的回憶』四六四頁。これには共産党の代表として瞿秋白ではなく蔡和森があげられているが、張の勘違いであろう。張の回想と邵の日記とは、立場と記録すべきことにたいする両者の考えのちがいが具体的内容にはもちろん異同があるが、交渉への姿勢、合作原則の確認、党籍問題処理法等、重要な問題で両者の記述は基本的に一致しており、この妥協工作が真剣に模索されたことを知りうる。

(17) 『邵元冲日記』二〇九頁。なお、戴季陶、沈定一がかれらに襲撃、拉致されるなど、かれらと馮自由のグループとの関係はかなり険悪であった(同二二二頁)。

(18) 中共中央も「中派」を全面的に取り込もうとしていたのではないことは、一九二五年一月の四全大会の「對於民族革命運動之議決案」の国民党との関係部分(『中共中央文件選集』第一卷、三三八頁)、同一〇月の中共中央執行委員会の「中国共産党与中国国民党關係議決案」(同四八七頁)で、共産党の発展にとつての障害の側面を強調していることに明らかである。しかし、その裏で協調の道を具体的に追求したことも前述のとおりで、中央と広東の間に微妙なズレが生じていたのである。

(19) 広東側の見解は、広東区委の一九二六年一月一日の「对中国国民党第二次全国代表大会宣言」(広東省檔案館等編『広東区党、团研究史料』1921-1928) 広東人民出版社、一九八三年二月、一九九頁)に、左派と結んでの一大の革命的政策の實行、「西山会議後、国民党を破壊している」「右派」への批判等、かなり明確に示されている。

(20) その成績の一端は二大会の代表の色分けに反映されたとみてよいが、全代表二七八名中、三分の二近くの二六八名が共産党員および「左派」で、「中派」が六五名、「右派」が四五名であったという(譚平山「關於中国問題的書面報告」、『譚平山文集』人民出版社、一九八六年九月、三九四頁)。代表二五六名中、共産党員は九〇名、ともいう(『從容共到清党』四六三頁)。

(21) 張国燾『我的回憶』四八二頁。「お祭り視」したとはいえ、謝持、鄒魯を「除名」し、葉楚傖、邵元冲等に「警告」した「彈劾西山會議決議案」(『中国国民党第一、二次全国代表大会會議史料』三四八頁)が採択されている。共産党広東グループの線が通ったケースである。しかしそれを大会決議の基調として国民党の党務運営に貫けなかったことは、五月の二中全会後に葉、邵が要職に返り咲いていること(同五五五頁)に示されている。

(22) 李雲漢『從容共到清党』二六四―二六六頁。鄒魯の回想は、「回顧録」による(一九四三年自序、『鄒魯全集』第一卷、台北 三民書局、一九七六年一〇月、一四八頁)。

(23) 『中国国民党史稿』第一編 上海増訂第一版(上海 商務印書館、一九四七年四月)三三二頁；『中国国民党史略』(台湾商務印書館、一九五一年六月)一一〇頁。『革命文獻』第八輯(総一一二五頁)は「一大宣言」としてこれを収める。一方、のちの『革命文獻』第六九輯(八四頁)が収める「一大宣言」は《校正本》、『革命文獻』第七〇輯(三四八頁)が収める「一大政綱」も《校正本》に同じ(七十七―五)条である。

(24) 広州でボロジンの通訳をつとめた瞿秋白は、中執「會議録」の出席

者リスト(『中国国民党週刊』第九期以降)から推しておそらく二月一日には広州を離れたとおもわれるので、その後のなりゆきを十分に把握していたとはいえないが、かれがきわめて冷静に、ほとんど傍觀者のような筆致でことがらをボロジンに報告していることは、共産党側の「責任」を考えるうえで、やはり注意されるべきであろう。

(25) 李雲漢『從容共到清党』二六六頁。

(26) 四月中に開催された中執第十九次會議(四月七日)から第二五次會議(四月二八日)までの「會議録」(『中国国民党週刊』第九期―第二期、一九二四年五月四日―二五日)。

(27) 『清党実録』(一九二八年序)二〇七頁。この政綱は對外政策六条、對内政策十六条よりなる。對外政策六条は各条の構成、修辭が相当に修正され、条ごとの対応関係を適切にしめすことはむづかしいが、大雑把にいつて、『秘書処本』の第五条「庚子賠款」の条をのぞいて、他の諸条を混合再編したものといえよう。對内政策十六条は、第一条に「昨年秋らしい国民党の重要スローガンとなった国民會議開催問題を配し、以下、一大政綱のかの『秘書処本』第八条を削除し、『秘書処本』の第一条を第二条に、以下、第十六条までを順に配列したものである。第十一、十三、十四条に、意味のある修正、追加があるが、ここで指摘せねばならぬ性質のものではない。

#### おわりに

(1) 『中国国民党宣言集刊』には奥付にあたるものはないが、「編後話」に「首都各界総理逝世三週年紀念大会宣伝部出版股主任姚定塵謹誌」とあり、反共の立場をきわめて高い調子で書きつけている。その後記に、史料面のこととしてこういう：「われわれが本書を編集するにあたってもっとも困難を感じたのは、中央執行委員会秘書処に完全な文書がそろっていないかつたため、資料を集めるのが容易でなかつたことである。……いまわれわれが集めた本書の資料は、新聞雑誌、宣伝品や個人所蔵文書からのもので、しかも準備期間がたいへん短かつ

たため、本書の内容にかならずや不備の存することはあらかじめ予想できる」云々。もちろんその責任は共產党にありというのだが、「一大宣言」として『二大本』を採ったことが編者側の「不備」の最たるものであったかもしれない。

(2) 『中国国民党第一次全国代表大会暨第二届中央执行委员会第四五次全体会議宣言及決議案 附・中国国民党総章、第三次全国代表大会組織法及代表選舉法』（北平 華北印書局）。

(3) ここで簡単に「一大宣言」の日本での翻訳状況に触れておこう。おそらく、和訳の最初のもは『支那』一九二四年三月号所収のものだろうが、それは『晨报』所収の「国民党宣言書」と同種のもの（拙文にいわゆる「修正案」を訳したものである。のち、一九三六年に外務省調査部訳（『孫文主義』下巻所収）が出されるが、これは『二大本』を訳している。もって、『二大本』の影響力の残存をうかがえる。戦後には、まず一九五七年五月に安藤彦太郎訳（岩波文庫『三民主義』付録）、ついで堀川哲男訳（小野川秀美編『世界の名著64 孫文・毛沢東』中央公論社、一九六九年七月）、西村成雄訳（山口一郎等編『孫文選集』第三卷、法律文化社、一九八九年六月）があるが、これらはいずれも『校正本』を訳したものである。『孫文選集』は、『孫中山選集』第二版を基本的に底本としているが、西村訳は『校正本』をとって、『秘書処本』とのちがいを訳注でしめすという方式をとっている。

〔付記〕：本稿作成にあたり、広東省孫中山研究所所長黄彦、中国社会科学院近代史研究所研究員楊天石、京都大学文学部研修員梁敏児、山口大学教養部助教授坂元ひろ子および本所助教授水野直樹の諸先生に史料蒐集面でお世話になった。また、中国国民党中央党史委員会編審高純淑先生から『中国国民党第一次全国代表大会史料專輯』（台北 中華民國史料研究中心、一九八四年一月）の惠贈を受けた。記して感謝の意を表させていただきます。

「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

対 内 政 策												
4	⑤	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
4		5	6	7bc	8	9	10	11	12	13	14	15
4		5	6	7c	8	9	10	11	12	13	14	15
4	5	6	7	8c	9	10	11	12	13	14	15	16
<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>14</b>	<b>15</b>	<b>16</b>
4	5	6	7	8c	9	10	11	12	13	14	15	16
4	5	6	7		8	9	10	11	12	13	14	15
4	5	6	7		8	9	10	11	12	13	14	15
5	6	7	8		9	10	(11)	12	(13)	(14)	15	16

を廃棄する国家は最恵国と認む。 三、民国の利益を損する条約は改訂し双方の主権を害せざるを以て原則とすべし。 四、外債は政治上、実業上損失を受けざる範囲内にて保証並に償還す。 五、北京政府の如き人民の責任なき政府の外債は償還の責めを負はず。 六、各省の職業団体、社会団体によって会議を組織し外債償還の途を開き支那が列国の半植民地の地位を脱するに努むべし。

対内政策： 一、中央と地方の権限は同権主義を執る、中央集権或は地方分権に偏せず。 二、各省人民は省憲法を定め省長を自選することを得。 三、県を以て自治の単位とする。 四、普通選挙を実行す。 五、人民は集会又は一般投票の方法に依って其権利を行使することを得。 六、集会、結社、言論、出版、居住、信仰等の自由。 七、募兵制度を改めて徴兵制度とす。 八、関税を管理し保護政策を実行したる後政府及び工業界は遊民、土匪を正業に就かしむる方法を講ずべし。 九、地租の法定額を定め厘金の如き悪税は一切廃止す。 十、各省人民の食糧の均分を期す。 十一、農村組織を改良し地主と小作人との地位の平等を計る。 十二、労働組合を回復し労働法を制定す。 十三、男女平等権を確認す。 十四、教育の普及、学制の統一、教育費の独立を勵行す。 十五、土地法を規定し個人の所有地は地主より政府に地価を報告することとす、若し政府にて必要の時はその地価にて買収すべし。 十六、鉄道、工場等は国家において経営管理す。

(『大阪朝日新聞』1924年1月23日、「国民党大会宣言」中の政策部分。アンダーラインは大活字をもちいた部分であることを示す)



付表-1 一大宣言政綱対外対内政策諸本異同対照表

	対 外 政 策									
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3
O「原 案」 〈6+16〉条	1	2	3	4		5	6	1	2	3
A「修 正 案」 〈6+15〉条	1a	2	3	4		5	6	1	2	3
B《二三日決議本》 〈6+15〉条	1a	2	3	4		5	6	1	2	3
C《二四日修正本》 〈6+16〉条	1a	2	3	4		5	6	1	2	3
D《秘 書 処 本》 〈7+16〉条	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3
E《上 海 本》 〈6+16〉条	1	2	3	4		5	6	1	2	3
F《二 大 本》 〈6+15〉条	1	2	3	4		5	6	1	2	3
G《校 正 本》 〈7+15〉条	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3
W「西山派政綱」 〈6+16〉条	(1) (4)	(2)	3	(5)		(6)	(5)	2	3	4

【凡例】

(1) 表作成の便宜から、もっとも条数のおおひ《秘書処本》を基準にした。諸本の略称については以下を参照：O(9頁), A(10頁), B(13頁), C(15頁), D(2, 21頁), E(36頁), F(41頁), G(2, 45頁), W(48頁)。(2) 配列は、「原案」以下、時系列順とした。(3) 対外、対内政策の項下の数字は、《秘書処本》の第X条が他のしらかの本の第x条にあたるというふうに、諸本の条数をしめす。条数に付したa, b, cは、重要な意味をもつ異同のあることをしめす。(a:「外人租借地」の五字なし。b:「政府」の下に「工業界」の三字あり。c:「而其」以下の一二一字なし。)(4) 「原案」は日本の新聞の要約報道しか見付けられていないため、内容上の対応関係をしめすだけである。その対内政策第五条は他の諸本のどれとも関係がないので白ヌキでしめした。参考のため、日本の新聞報道をこの凡例の末にかかげる。(5) 「西山派政綱」のおおひは完全な対応関係にないので、同趣旨ではあるが文章表現が異なるものは、( )でくくって区別した。(6) (補注)《秘書処本》と諸本との「対外対内政策」部分以外の重要な異同は、以下のとおり：Aは、「総綱」「施行方法」の二項をふくむ；Eは、文末に補注三条を付す；E以外のA B C F Gは、第二節の「民生主義」の項下に「中国為農業的国家」以下の二七五字をふくまない。

【原案日本新聞報道】

対外政策： 一、一切の不平等条約、治外法権、外人の関税管理権、其他民国の主権を侵害する条約は総て取消す。 二、進んで特権を放棄し民国の主権を害する条約

- C1[KX1] 『中国国民党第一次全国代表大会宣言』 [広州刊? 刊行年月日不詳ビラ]
- 
- D1[KX2] 『中国国民党第一次全国代表大会宣言』 [広州刊? 刊行年月日不詳ビラ]  
D2[KX6] 『中国国民党第一次全国代表大会宣言』 [広州 大会秘書処, 1924. 2]  
D3[KYL] 『中国国民党要覽』 (北京 民生週刊社, 1924)  
D4[KGY] 『中国国民党綱要』 (1925) [榮孟源論文所引; 未見]  
D5[KBD] 『中国国民党』 (1926) [榮孟源論文所引; 未見]  
D6[SZX] 『孫中山先生逝世後の一週年』 (天津 孫中山先生逝世週年紀念大会, 1926. 3. 12)  
D7[SMR] 『民国日報』 孫先生紀念週号 1926. 3. 14 [政網ノミ]  
d1[ZQN] 『中国青年』 18/19期(1924. 2. 16/23) [且一: 評国民党政綱]
- 
- E1[SMR] 『民国日報』 1924. 10. 26 [政網ノミ; 末ニ対外政策三決議案ヲ補注]  
E2[SMR] 『民国日報』 1925. 1. 1 [政網ノミ]  
E3[SMR] 『民国日報』 1925. 4. 12 [末ニ対外政策三決議案ヲ補注]
- 
- F1[KXX] 『中国国民党重要宣言訓令集』 (広州 中国国民党陸軍軍官学校政治部, 1925. 12)  
[二大宣言ヲ付録; 通告二十四号モ収録]  
F2[XJ1] 『中国国民党第二次全国代表大会宣言及決議案』 (広州 中央執行委員会, 1926. 4)  
[一大ノ宣言ト四決議案ヲ付録]  
F3[SZY] 『孫中山先生遺教』 (黃昌毅編校; 上海 民智書局, 1926. 7)  
F4[KDX] 『中国国民党員須知』 (上海 中央図書館, 1927. 4) [一大四決議案収録]  
F5[XJ2] 『中国国民党第一二次全国大会宣言及決議案』 (上海 大東書局, 1928. 4, 十三版)  
[一大四決議案収録]  
F6[DZG] 『中国国民党党/政綱要覽』 (吳榮志編; 上海 新学会社, 1928. 6, 再版)  
[政網分載; 一大四決議案収録; 1927. 8, 初版]  
F7[KXH] 『中国国民党宣言彙刊』 (首都各界總理逝世三週年紀念大会宣伝部出版股, 1928)  
[南京刊?]  
F8[XJ4] 『中国国民党第一二次全国代表大会宣言暨第二屆中央執行委員第四五次全体会議宣言  
及決議案』 (北平 華北印書局) [一大四決議案収録; 三大組織法付録]
- 
- G1[ZQZ] 『中山全書』 (上海 中山書局, 1927. 1, 再版) [政網分載; 1926. 12初版]  
G2[KX7] 『中国国民党第一次全国代表大会宣言』 (上海? 新時代教育社, 1927. 5, 十版)  
[1927. 4, 初版; 末ニ校正ヲ明記]  
G3[XJ3] 『中国国民党第一次全国代表大会宣言及決議案』 (国民革命軍總司令部政治訓練部,  
1927. 6) [一大四決議案収録]  
G4[ZQM] 『増補校正 中山全書』 (上海 民権図書館, 1927. 6, 再版) [政網分載; 1927. 5. 9, 初版]  
G5[ZQD] 『増刊足本 中山全書』 (上海 大華書局, 1927. 7, 五版) [政網分載; 1927. 4, 初版]  
G6[KDS] 『中国国民党党史』 (李宗黄講; 上海 民智書局, 1928. 8, 四版) [政網分載]

付表-2 一大宣言(政綱)各版刊行略年表

	A<6+15>	B<6+15>	C<6+16>	D<7+16>	E<6+16>	F<6+15>	G<7+15>
1924	A1 GMR A2 BCB A3 XDZ						
1.23		B1 SMR B2 DFZ					
1.24			C1 KX1				
1.30				D1 KX2 D2 KX6 d1 ZQN			
4月				D3 KYL	E1 SMR		
1925				D4 KGY	E2 SMR E3 SMR		
1926				D5 KBD D6 SZX D7 SMR		F1 KXX F2 XJ1 F3 SZY	
1927						F4 KDX	G1 ZQZ G2 KX7 G3 XJ3 G4 ZQM G5 ZQD
1928 ~						F5 XJ2 F6 DZG F7 KXH F8 XJ4	G6 KDS

「中国国民党第一次全国代表大会宣言」についての考察

「一大宣言」収載書冊誌紙略号一覧

略号	収載書冊誌紙(編者;刊行者,刊行年月/卷号等)	[備考]
----	-------------------------	------

六七

A1[GMR]	『広州民国日報』1924.1.24/25	[未完、登載中止]
A2[BCB]	『晨報』1924.2.4	
A3[XDZ]	『嚮導週報』53・54期(1924.2.20)	

B1[SMR]	『民国日報』1924.1.31/2.8	
B2[DFZ]	『東方雜誌』21卷5号(1924.3.10)	[B1民国日報ヲ転載]